

司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律「新改正方式のイメージサンプル」

目次

第一章 簡易裁判所の管轄の拡大及び民事訴訟等の費用に関する制度の整備（第一条―第三条）

第二章 民事調停官及び家事調停官の制度の創設（第四条―第六条）

第三章 弁護士及び外国法事務弁護士の制度の整備（第七条・第八条）

附則

第一章 簡易裁判所の管轄の拡大及び民事訴訟等の費用に関する制度の整備

（裁判所法の一部改正）

第一条 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改正後	改正前
第三十三条（裁判権）	簡易裁判所は、次の事項について第一審の裁	第三十三条（裁判権）
		〔同上〕

<p>判権を有する。</p> <p>一 訴訟の目的の価額が百四十万円を超えない請求（行政事件訴訟に係る請求を除く。）</p> <p>二 「略」</p> <p>〔②・③ 略〕</p>	<p>一 訴訟の目的の価額が九十万円を超えない請求（行政事件訴訟に係る請求を除く。）</p> <p>二 「同上」</p> <p>〔同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

（民事訴訟法の一部改正）

第二条 民事訴訟法（平成八年法律第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（訴訟の目的の価額の算定）</p> <p>第八条 「略」</p> <p>2 前項の価額を算定することができないとき、又は極めて困難であるときは、その価額は百四十万円を超えるものとみなす。</p>	<p>（訴訟の目的の価額の算定）</p> <p>第八条 「同上」</p> <p>2 前項の価額を算定することができないとき、又は極めて困難であるときは、その価額は九十万円を超えるものとみなす。</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第三条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

次の第一表及び第二表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

第一表

改正後	改正前
(訴訟の目的の価額等) 第四条 「略」	(訴訟の目的の価額等) 第四条 「同上」

<p>2 財産権上の請求でない請求に係る訴えについては、訴訟の目的の価額は、<u>百六十万円</u>とみなす。財産権上の請求に係る訴えで訴訟の目的の価額を算定することが極めて困難なものについても、同様とする。</p> <p>〔3～6 略〕</p> <p>7 前項の価額は、これを算定することができないか又は極めて困難であるときは、<u>百六十万円</u>とみなす。</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>2 財産権上の請求でない請求に係る訴えについては、訴訟の目的の価額は、<u>九十五万円</u>とみなす。財産権上の請求に係る訴えで訴訟の目的の価額を算定することが極めて困難なものについても、同様とする。</p> <p>〔同上〕</p> <p>7 前項の価額は、これを算定することができないか又は極めて困難であるときは、<u>九十五万円</u>とみなす。</p>
--	---

第二表

改正後	改正前
<p>(当事者その他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲及び額)</p> <p>第二条 民事訴訟法(平成八年法律第九号)その他の民事訴訟等に関する法令の規定により当事者等(当事者又は事件の關係人をいう。第四号及び第五号を除き、以下同じ。)又はその他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>〔一～三 略〕</p> <p>四 当事者等(当事者若しくは事件の關係人、その法定代理人若しくは旅費、日当及び宿泊料の額</p>	<p>(当事者その他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲及び額)</p> <p>第二条 民事訴訟法(平成八年法律第九号)その他の民事訴訟等に関する法令の規定により当事者等(当事者又は事件の關係人をいう。以下同じ。)又はその他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>〔同上〕</p> <p>四 当事者等(その法定代理人又は証人に支給する旅費、日当及びは代表者及びこれらに準ずる者 宿泊料の例により算定した額</p>

しくは代表者又はこれらに準ずる者をいう。以下この号及び次号において同じ。)が口頭弁論又は審問の期日その他裁判所が定めた期日に出頭するための旅費、日当及び宿泊料(親権者以外の法定代理人、法人の代表者又はこれらに準ずる者が二人以上出頭したときは、そのうちの最も低額となる一人についての旅費、日当及び宿泊料)

イ 旅費

(1) 旅行が本邦(国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第一百四十九号)第二条第一項第四号に規定する本邦をいう。以下同じ。)と外国(本邦以外の領域(公海を含む。))をいう。以下同じ。)との間のもを含まない場合においては、当事者等の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所の主たる庁舎の所在する場所と出頭した場所を管轄する簡易裁判所の主たる庁舎の所在する場所との間の距離を基準として、その距離を旅行するときに通常要する交通費の額として最高裁判所が定める額(こ

を含む。次号において同じ。)が口頭弁論又は審問の期日その他裁判所が定めた期日に出頭するための旅費、日当及び宿泊料(親権者以外の法定代理人、法人の代表者又はこれらに準ずる者が二人以上出頭したときは、そのうちの最も低額となる一人についての旅費、日当及び宿泊料)

これらの場所が同一となるときは、最高裁判所が定める額)。ただし、旅行が通常の経路及び方法によるものであること並びに現に支払った交通費の額が当該最高裁判所が定める額を超えることを明らかにする領収書、乗車券、航空機の搭乗券の控え等の文書が提出されたときは、現に支払った交通費の額

(2) 旅行が本邦と外国との間
のものを含む場合において
当該旅行が通常の経路及び方法によるものであるときは、現に支払った交通費の額（当該旅行が通常の経路又は方法によるものでないときは、証人に支給する

旅費の例により算定した額

ロ 日当 出頭及びそのための

旅行（通常の経路及び方法によるものに限る。）

に現に要した日数に応じ、最高裁判所が定める額。ただし、旅行が通常の経路若しくは方法によるものでない場合又は本邦と外国との間のものを含む場合には、証人に支給する日当の例により算定した額

ハ 宿泊料 出頭及びそのための

旅行（通常の経路及び方法によるものに限る。）

のために現に宿泊した夜数に応じて、宿泊地を区分して最高裁判所が定

める額。ただし、旅行が通常の経路若しくは方法によるものでない場合又は本邦と外国との間のもを含む場合には、証人に支給する宿泊料の例により算定した額

五 代理人（法定代理人及び特別代理人を除く。以下この号において同じ。）が前号に規定する期日に出頭した場合（当事者等が出頭命令又は呼出しを受けない期日に出頭した場合を除く。）における旅費、日当及び宿泊料（代理人が二人以上出頭したときは、そのうちの最も低額となる一人についての旅費、日当及び宿泊料）

（）における旅費、日当及び宿泊料（代理人が二人以上出頭したときは、そのうちの最も低額となる一人についての旅費、日当及び宿泊料）

六 訴状その他の申立書、準備書面、書証の写し、訳文等の書類

事件一件につき、事件の種類、当事者等の数並びに書類の種類

五 代理人（法定代理人及び特別代理人を除く。以下この号において同じ。）が前号に規定する期日に出頭した場合（当事者等が出頭命令又は呼出しを受けない期日に出頭した場合を除く。）における旅費、日当及び宿泊料（代理人が二人以上出頭したときは、そのうちの最も低額となる一人についての旅費、日当及び宿泊料）

（）における旅費、日当及び宿泊料（代理人が二人以上出頭したときは、そのうちの最も低額となる一人についての旅費、日当及び宿泊料）

六 訴状その他の申立書、準備書面、書証の写し、訳文等の書類

用紙一枚につき最高裁判所が定める額

(当該民事訴訟等の資料とされたものに限る。)の作成及び提出の費用

及び通数を基準として、通常要する書類の作成及び提出の費用の額として最高裁判所が定める額

〔号を削る。〕

七 官庁その他の公の団体又は公証人から前号の書類の交付を受けるために要する費用

当該官庁等に支払うべき手数料の額に交付一回につき第一種郵便物の最低料金の二倍の額の範囲内において最高裁判所が定める額を加えた額

八 〔略〕

九 〔略〕

十 〔略〕

十一 〔略〕

(当該民事訴訟等の資料とされたものに限る。)の書記料

七 前号の書類の提出の費用

提出一回につき第一種郵便物の最低料金を書留料を加えた額の範囲内において最高裁判所が定める額(外国に居住する当事者が外国から提出した書類については、当該外国からの郵便料金に相当する額)

八 官庁その他の公の団体又は公証人から第六号の書類の交付を受けるために要する費用

当該官庁等に支払うべき手数料の額に交付一回につき第一種郵便物の最低料金の二倍の額の範囲内において最高裁判所が定める額を加えた額

九 〔同上〕

十 〔同上〕

十一 〔同上〕

十二 〔同上〕

十二 強制執行の申立て若しくは
配当要求のための債務名義の正
本の交付、執行文の付与又は民
事執行法（昭和五十四年法律第
四号）第二十九条の規定により
送達すべき書類の交付を受ける
ために要する費用

裁判所その他の官庁又は公証人
に支払うべき手数料の額に交付
又は付与一回につき第一種郵便
物の最低料金の二倍の額に書留
料を加えた額の範囲内において
最高裁判所が定める額を加えた
額

十三 「略」

十四 第十二号の交付若しくは付
与を受け、又は前号の送達を申
し立てるために裁判所以外の官
庁又は公証人に提出すべき書類
で官庁等の作成に係るものの交
付を受けるために要する費用

第七号の例により算定した費用
の額

十五 「略」

十六 「略」

十七 第二十八条の二第一項の費
用

同項の規定により算定した額

十三 強制執行の申立て若しくは
配当要求のための債務名義の正
本の交付、執行文の付与又は民
事執行法（昭和五十四年法律第
四号）第二十九条の規定により
送達すべき書類の交付を受ける
ために要する費用

裁判所その他の官庁又は公証人
に支払うべき手数料の額に第七
号の例により算定した費用の額
を加えた額

十四 「同上」

十五 第十三号の交付若しくは付
与を受け、又は前号の送達を申
し立てるために裁判所以外の官
庁又は公証人に提出すべき書類
の書記料（その書類が官庁等の
作成に係るものについては、そ
の交付を受けるために要する費
用）及びその提出の費用

第六号から第八号までの例によ
り算定した費用の額

十六 「同上」

十七 「同上」

十八 第二十八条の二第一項の費
用

同条第二項の規定により算定し
た額

十八 民法（明治二十九年法律第 八十九号）第三百八十一条又は 第三百八十五条（同法その他の法令において準用する場合を含む。）の規定による通知を
通知一回につき第一種郵便物の 最低料金に書留料を加えた額の 範囲内において最高裁判所が定 める額
めらるる額
でした場合の通知の費用

（納付の方法）

第八条 手数料は、訴状その他の申立書又は申立ての趣意を記載した調書に収入印紙をはつて納めなければならない。ただし、最高裁判所規則で定める場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

（過納手数料の還付等）

第九条 「1・2 略」

3 次の各号に掲げる申立てについてそれぞれ当該各号に定める事由が生じた場合においては、裁判所は、申立てにより、決定で、納められた手数料の額（第五条の規定により納めたものとみなされた額を除く。）から納めるべき手数料の額（同条の規定により納めたものとみなされた額を除くものとし、民事訴訟法第九条第一項に規定

十九 民法（明治二十九年法律第 第七号の例により算定した費用 八十九号）第三百八十一条又は 第三百八十五条（同法その他の法令において準用する場合を含む。）の規定による通知を
めらるる額
でした場合の通知の費用

（納付の方法）

第八条 手数料は、訴状その他の申立書又は申立ての趣意を記載した調書に収入印紙をはつて納めなければならない。

（過納手数料の還付等）

第九条 「同上」

3 次の各号に掲げる申立てについてそれぞれ当該各号に定める事由が生じた場合においては、裁判所は、申立てにより、決定で、納められた手数料の額（第五条の規定により納めたものとみなされた額を除く。）から納めるべき手数料の額（同条の規定により納めたものとみなされた額を除くものとし、民事訴訟法第九条第一項に規定

する合算が行われた場合における数個の請求の一に係る手数料にあつては、各請求の価額に応じて案分して得た額)の二分の一の額(その額が四千元に満たないときは、四千元)を控除した金額の金銭を還付しなければならない。

〔一〇四 略〕

〔4〇10 略〕

(本邦と外国との間の旅行に係る旅費等の額)

第二十四条 本邦と外国との間の旅行に係る旅費、日当及び宿泊料の額については、前三条に規定する基準を参酌して、裁判所が相当と認めるところによる。

(第三債務者の供託の費用の請求等)

第二十八条の二 民事執行法第五十六条第二項又は滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(昭和三十二年法律第九十四号)第三十六条の六第一項(これらを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定により供託した第三債務者は、次の各号に掲げる費用を請求することができるものとし、その額は、それぞれ当該各

する合算が行われた場合における数個の請求の一に係る手数料にあつては、各請求の価額に応じて案分して得た額)の二分の一の額(その額が三千元に満たないときは、三千元)を控除した金額の金銭を還付しなければならない。

〔同上〕

〔同上〕

(本邦と外国との間の旅行に係る旅費等の額)

第二十四条 本邦(国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第一百四十四号)第二条第一項第四号に規定する本邦をいう。以下同じ。)と外国(本邦以外の領域(公海を含む。)をいう。)との間の旅行に係る旅費、日当及び宿泊料の額については、前三条に規定する基準を参酌して、裁判所が相当と認めるところによる。

(第三債務者の供託の費用の請求等)

第二十八条の二 民事執行法第五十六条第二項又は滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(昭和三十二年法律第九十四号)第三十六条の六第一項(これらを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定により供託した第三債務者は、供託するために要する旅費、日当及び宿泊料(供託所に出頭しないで供託することが

号に定めるところによる。

一 供託するために要する旅費、
日当及び宿泊料
第二条第四号及び第五号の例に
より算定した額

二 供託所に出頭しないで供託す
ることができるときは、供託に
要する書類及び供託金の提出の
費用並びに供託書正本の交付を
受けるために要する費用
提出又は交付一回につき第二条
第十八号の例により算定した額

三 供託に要する書類及び供託の
事情の届出の書類の作成の費用
つき最高裁判所が定める額
供託又はその事情の届出一件に
提出一回につき第二条第十八号
の例により算定した額

四 供託の事情の届出の書類の提
出の費用
交付一回につき第二条第七号の
例により算定した額

五 供託に要する書類で官庁その
他の公の団体の作成に係るもの
の交付を受けるために要する費
用
例により算定した額

〔項を削る。〕

2 前項の費用は、第二十七条の規定にかかわらず、供託の事情の届出をする時までに請求しないときは、支給しない。

できるときは、供託に要する書類及び供託金の提出の費用並びに供託書正本の交付を受けるために要する費用)、供託に要する書類の書記料(その書類が官庁その他の公の団体の作成に係るもの)については、その交付を受けるために要する費用)並びに供託の事情の届出の書類の書記料及び提出の費用を請求することができる。
〔各号を加える。〕

2 前項の費用の額は、第二条第四号から第八号までの例により算定する。

3 第一項の費用は、第二十七条の規定にかかわらず、供託の事情の届出をする時までに請求しないときは、支給しない。

3|| 「略」

別表第一（第三条、第四条関係）

項	上欄	下欄
一	訴え（反訴を除く。）の提起	<p>訴訟の目的の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額</p> <p>(一) 訴訟の目的の価額が百万円までの部分 その価額十万円までごとに 千円</p> <p>(二) 訴訟の目的の価額が百万円を超え五百万円までの部分 その価額二十万円までごとに 千円</p> <p>(三) 訴訟の目的の価額が五百万円を超え千万円まで</p>

4|| 「同上」

別表第一（第三条、第四条関係）

項	上欄	下欄
一	訴え（反訴を除く。）の提起	<p>訴訟の目的の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額</p> <p>(一) 訴訟の目的の価額が三十万円までの部分 その価額五万円までごとに 五百円</p> <p>(二) 訴訟の目的の価額が三十万円を超え百万円までの部分 その価額五万円までごとに 四百円</p> <p>(三) 訴訟の目的の価額が百万円を超え三百万円まで</p>

の部分

その価額五十万円まで

ごとに 二千元

(四) 訴訟の目的の価額が千

万円を超え十億円までの

部分

その価額百万円までご

とに 三千元

(五) 訴訟の目的の価額が十

億円を超え五十億円まで

の部分

その価額五百万円まで

ごとに 一万円

(六) 訴訟の目的の価額が五

十億円を超える部分

その価額千万円までご

とに 一万円

の部分

その価額十万円までご

とに 七百元

(四) 訴訟の目的の価額が三

百万円を超え千万円まで

の部分

その価額二十万円まで

ごとに 千円

(五) 訴訟の目的の価額が千

万円を超え一億円までの

部分

その価額二十五万円ま

でごとに 千円

(六) 訴訟の目的の価額が億

円を超え十億円までの部

分

その価額百万円までご

とに 三千元

(七) 訴訟の目的の価額が十

億円を超える部分

二一 イ 不動産の強制競売又は担保権の実行としての競売の申立て、債権の差押命令の申立てその他裁判所による強制執行又は競売の申立て (一一)の二の項イに掲げる申立て及び民事執行法第百	一〇 「略」	九 和解の申立て	八 再審の訴えの提起		「二七略」
			(1) 簡易裁判所に提起するもの	二千円	
			(2) 簡易裁判所以外の裁判所に提起するもの	四千元	

二一 イ 不動産の強制競売又は担保権の実行としての競売の申立て、債権の差押命令の申立てその他裁判所による強制執行又は競売の申立て (一一)の二の項イに掲げる申立て及び民事執行法第百	一〇 「同上」	九 和解の申立て	八 再審の訴えの提起		「同上」
			(1) 簡易裁判所に提起するもの	千五百円	
			(2) 簡易裁判所以外の裁判所に提起するもの	三千元	
					その価額五百万円まで ごとに 一万円

<p>五十三條第二項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による差押命令の申立てを除く。</p> <p>ロ 強制管理の方法による仮差押えの執行の申立て</p>	<p>一一 の二</p> <p>イ 民事執行法第七十一條第一項又は第七十二條第一項の強制執行の申立て</p> <p>ロ 民事保全法（平成元年法律第九十一号）の規定による保全命令の申立て</p> <p>ハ 行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三十九号）の規定による執行停止の申立て</p> <p>ニ 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第三十三條第一項の規定による</p>	<p>二千円</p>
<p>五十三條第二項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による差押命令の申立てを除く。</p> <p>ロ 強制管理の方法による仮差押えの執行の申立て</p>	<p>一一 の二</p> <p>イ 民事執行法第七十一條第一項又は第七十二條第一項の強制執行の申立て</p> <p>ロ 民事保全法（平成元年法律第九十一号）の規定による保全命令の申立て</p> <p>ハ 行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三十九号）の規定による執行停止の申立て</p> <p>ニ 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第三十三條第一項の規定による</p>	<p>千五百円</p>

一二	仮処分命令の申請その他の登記又は登録に係る法令の規定による仮登記又は仮登録の仮処分命令の申請	破産の申立て（債権者がするものに限る。）、更生手続開始の申立て、整理開始の申立て、特別清算開始の申立て、外国倒産処理手続の承認の申立て、責任制限手続開始の申立て、責任制限手続拡張の申立て又は企業担保権の実行の申立て	二万円
一二 の二	再生手続開始の申立て	借地借家法第四十一条の事件の申立て又は同条の事件における参加の申出（申立人として参加する場合に限る。）	一万円
一三	借地借家法第四十一条の事件の申立て又は同条の事件における参加の申出（申立人として参加する場合に限る。）	借地借家法第十七条第二項の規定による裁判を求めるときは借地権の目的である土地の価額の十分の三に相当する額	
一二	仮処分命令の申請その他の登記又は登録に係る法令の規定による仮登記又は仮登録の仮処分命令の申請	破産の申立て（債権者がするものに限る。）、再生手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、整理開始の申立て、特別清算開始の申立て、外国倒産処理手続の承認の申立て、責任制限手続開始の申立て、責任制限手続拡張の申立て又は企業担保権の実行の申立て	一万円
「項を加える。」	借地借家法第四十一条の事件の申立て又は同条の事件における参加の申出（申立人として参加する場合に限る。）	借地借家法第十七条第二項の規定による裁判を求めるときは借地権の目的である土地の価額の十分の三に相当する額	
一三	借地借家法第四十一条の事件の申立て又は同条の事件における参加の申出（申立人として参加する場合に限る。）	借地借家法第十七条第二項の規定による裁判を求めるときは借地権の目的である土地の価額の十分の三に相当する額	

を、その他の裁判を求めるときは借地権の目的である土地の価額を基礎とし、その額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額

- (一) 基礎となる額が百万円までの部分
その額十万円までごとに 四百円
- (二) 基礎となる額が百万円を超え五百万円までの部分
その額二十万円までごとに 四百円
- (三) 基礎となる額が五百万円を超え千万円までの部分
その額五十万円までごとに 八百円

を、その他の裁判を求めるときは借地権の目的である土地の価額を基礎とし、その額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額

- (一) 基礎となる額が三十万円までの部分
その額五万円までごとに 二百円
- (二) 基礎となる額が三十万円を超え百万円までの部分
その額十万円までごとに 三百五十円
- (三) 基礎となる額が百万円を超え三百万円までの部分
その額十万円までごとに 三百円

一四	
て 民事調停法による調停の申立	
て 民事調停法による調停の申立 調停を求める事項の価額に応じて、次に定めるところによ	<div style="border: 1px dashed red; padding: 5px;"> <p>(四) 基礎となる額が千萬元を超え十億円までの部分 その額百萬元までごとに 千二百円</p> <p>(五) 基礎となる額が十億円を超え五十億円までの部分 その額五百萬元までごとに 四千元</p> <p>(六) 基礎となる額が五十億円を超える部分 その額千萬元までごとに 四千元</p> </div>
一四	
て 民事調停法による調停の申立	
て 民事調停法による調停の申立 調停を求める事項の価額に応じて、次に定めるところによ	<div style="border: 1px dashed red; padding: 5px;"> <p>(四) 基礎となる額が三百万円を超え千萬元までの部分 その額二十萬元までごとに 四百円</p> <p>(五) 基礎となる額が千萬元を超え一億円までの部分 その額二十五萬元までごとに 四百円</p> <p>(六) 基礎となる額が一億円を超え十億円までの部分 その額百萬元までごとに 千二百円</p> <p>(七) 基礎となる額が十億円を超える部分 その額五百萬元までごとに 四千元</p> </div>

り算出して得た額

- (一) 調停を求める事項の価額が百万円までの部分
その価額十万円までごとに 五百円
- (二) 調停を求める事項の価額が百万円を超え五百万円までの部分
その価額二十万円までごとに 五百円
- (三) 調停を求める事項の価額が五百万円を超え千万円までの部分
その価額五十万円までごとに 千円
- (四) 調停を求める事項の価額が千万円を超え十億円までの部分
その価額百万円まで

り算出して得た額

- (一) 調停を求める事項の価額が三十万円までの部分
その価額五万円までごとに 三百円
- (二) 調停を求める事項の価額が三十万円を超え百万円までの部分
その価額五万円までごとに 二百五十円
- (三) 調停を求める事項の価額が百万円を超え三百万円までの部分
その価額十万円までごとに 四百円
- (四) 調停を求める事項の価額が三百万円を超え千万円までの部分
その価額二十万円まで

一五	家事審判法第九条第一項甲類 に掲げる事項についての審判 の申立て	八百円	<p>(五) 調停を求めらるる事項の価額が十億円を超え五十億円までの部分 その価額五百万円までごとに 四千元</p> <p>(六) 調停を求めらるる事項の価額が五十億円を超える部分 その価額千万円までごとに 四千元</p>
一五	家事審判法第九条第一項乙類 に掲げる事項についての審判 又は同法第十七条に規定する 事件についての調停の申立て	九百円	<p>(五) 調停を求めらるる事項の価額が千万円を超え一億円までの部分 その価額二十五万円までごとに 四百元</p> <p>(六) 調停を求めらるる事項の価額が一億円を超え十億円までの部分 その価額百万円までごとに 千二百円</p> <p>(七) 調停を求めらるる事項の価額が十億円を超える部分 その価額五百万円までごとに 四千元</p>

<p>一五 の二</p> <p>家事審判法第九条第一項乙類 に掲げる事項についての審判 又は同法第十七条に規定する 事件についての調停の申立て</p>	<p>一六</p> <p>公示催告手続及び仲裁手続ニ 関スル法律（明治二十三年法 律第二十九号）第七百六十四 条の規定による公示催告の申 立て、同法第七百九十六条の 規定による申立て、非訟事件 手続法の規定により裁判を求 める申立て、配偶者からの暴 力の防止及び被害者の保護に 関する法律（平成十三年法律 第三十一号）第十条の規定に よる申立てその他の裁判所の 裁判を求める申立てで、基本 となる手続が開始されるもの （第九条第一項若しくは第三 項又は第十条第二項の規定に</p>	<p>千二百円</p>
<p>「項を加える。」</p>	<p>一六</p> <p>公示催告手続及び仲裁手続ニ 関スル法律（明治二十三年法 律第二十九号）第七百六十四 条の規定による公示催告の申 立て、同法第七百九十六条の 規定による申立て、非訟事件 手続法の規定により裁判を求 める申立て、配偶者からの暴 力の防止及び被害者の保護に 関する法律（平成十三年法律 第三十一号）第十条の規定に よる申立て、家事審判法第九 条第一項甲類に掲げる事項に ついての審判の申立てその他 の裁判所の裁判を求める申立 てで、基本となる手続が開始</p>	<p>六百元</p>

<p>よる申立て及びこの表の他の項に掲げる申立てを除く。)</p>	<p>一七 イ 民事訴訟法の規定による特別代理人の選任の申立て、弁護士でない者を訴訟代理人に選任することの許可を求める申立て、忌避の申立て、訴訟引受けの申立て、秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を当事者に限る決定を求める申立て、その決定の取消しの申立て、裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、訴えの提起前における証拠保全の申立て、受命裁判官若しくは受託裁判官の</p>	<p>五百円</p>
<p>されるもの（第九条第一項若しくは第三項又は第十条第二項の規定による申立て及びこの表の他の項に掲げる申立てを除く。）</p>	<p>一七 イ 民事訴訟法の規定による特別代理人の選任の申立て、弁護士でない者を訴訟代理人に選任することの許可を求める申立て、忌避の申立て、訴訟引受けの申立て、秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を当事者に限る決定を求める申立て、その決定の取消しの申立て、裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、訴えの提起前における証拠保全の申立て、受命裁判官若しくは受託裁判官の</p>	<p>三百円</p>

裁判に対する異議の申立て、手形訴訟若しくは小切手訴訟の終局判決に対する異議の申立て、少額訴訟の終局判決に対する異議の申立て又は同法の規定による強制執行の停止、開始若しくは続行を命じ、若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て

ロ 執行裁判所の執行処分に対する執行異議の申立て、民事執行法第十三条第一項の代理人の選任の許可を求める申立て、執行文の付与の申立てに関する処分に對する異議の申立て、同法第三十六条第一項若しくは第三項の規定による強制執行の停止若しくは続行を命じ

裁判に対する異議の申立て、手形訴訟若しくは小切手訴訟の終局判決に対する異議の申立て、少額訴訟の終局判決に対する異議の申立て又は同法の規定による強制執行の停止、開始若しくは続行を命じ、若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て

ロ 執行裁判所の執行処分に対する執行異議の申立て、民事執行法第十三条第一項の代理人の選任の許可を求める申立て、執行文の付与の申立てに関する処分に對する異議の申立て、同法第三十六条第一項若しくは第三項の規定による強制執行の停止若しくは続行を命じ

、若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て、同法第四十一条第二項の規定による特別代理人の選任の申立て、執行裁判所に対する配当要求、同法第五十五条第一項若しくは第二項の規定による売却のための保全処分若しくは同条第四項の規定によるその取消し若しくは変更の申立て、同法第五十六条第一項の規定による地代等の代払の許可を求める申立て、同法第六十八条の二第一項の規定による買受けの申出をした差押債権者のための保全処分の申立て、同法第七十七条第一項の規定による最高価買受申出人若しくは

、若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て、同法第四十一条第二項の規定による特別代理人の選任の申立て、執行裁判所に対する配当要求、同法第五十五条第一項若しくは第二項の規定による売却のための保全処分若しくは同条第四項の規定によるその取消し若しくは変更の申立て、同法第五十六条第一項の規定による地代等の代払の許可を求める申立て、同法第六十八条の二第一項の規定による買受けの申出をした差押債権者のための保全処分の申立て、同法第七十七条第一項の規定による最高価買受申出人若しくは

買受人のための保全処分
申立て、同法第八十三条第
一項の規定による不動産の
引渡命令の申立て、同法第
百十五条第一項の規定によ
る船舶国籍証書等の引渡命
令の申立て、同法第一百七
条第一項の規定による強制
競売の手続の取消しの申立
て、同法第一百八条第一項
の規定による船舶の航行の
許可を求める申立て、同法
第二百二十七条第一項の規
定による差押物の引渡命令
の申立て、同法第七十二条
第二項の規定による申立て
又は同法第八十七条の二
第一項若しくは第二項の規
定による不動産競売の開始
決定前の保全処分若しくは

買受人のための保全処分
申立て、同法第八十三条第
一項の規定による不動産の
引渡命令の申立て、同法第
百十五条第一項の規定によ
る船舶国籍証書等の引渡命
令の申立て、同法第一百七
条第一項の規定による強制
競売の手続の取消しの申立
て、同法第一百八条第一項
の規定による船舶の航行の
許可を求める申立て、同法
第二百二十七条第一項の規
定による差押物の引渡命令
の申立て、同法第七十二条
第二項の規定による申立て
又は同法第八十七条の二
第一項若しくは第二項の規
定による不動産競売の開始
決定前の保全処分若しくは

同条第四項の規定によるその取消しの申立て

ハ 民事保全法の規定による保全異議の申立て、保全取消しの申立て、同法第二十七條第一項の規定による保全執行の停止若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て、同法第四十二條第一項の規定による保全命令を取り消す決定の効力の停止を命ずる裁判を求める申立て又は保全執行裁判所の執行処分に対する執行異議の申立て

ニ 参加（破産法（大正十一年法律第七十一号）、民事再生法、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）金融機関等の更生手続の特

同条第四項の規定によるその取消しの申立て

ハ 民事保全法の規定による保全異議の申立て、保全取消しの申立て、同法第二十七條第一項の規定による保全執行の停止若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て、同法第四十二條第一項の規定による保全命令を取り消す決定の効力の停止を命ずる裁判を求める申立て又は保全執行裁判所の執行処分に対する執行異議の申立て

ニ 参加（破産法（大正十一年法律第七十一号）、民事再生法、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）金融機関等の更生手続の特

例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）又は油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）の規定による参加及び七の項又は一三の項に掲げる参加を除く。
。）の申出又は申立て

ホ 破産法第三百六十六条ノ二第一項の規定による免責の申立て若しくは同法第三百六十七条第一項の規定による復権の申立て、民事再生法第四百八条第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、行政事件訴訟法の規定による執行停止決定の取消しの申立て、労働

例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）又は油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）の規定による参加及び七の項又は一三の項に掲げる参加を除く。
。）の申出又は申立て

ホ 破産法第三百六十六条ノ二第一項の規定による免責の申立て若しくは同法第三百六十七条第一項の規定による復権の申立て、民事再生法第四百八条第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、行政事件訴訟法の規定による執行停止決定の取消しの申立て、労働

組合法（昭和二十四年法律
第七十四号）第二十七条
第八項の規定による申立て
、配偶者からの暴力の防止
及び被害者の保護に関する
法律第十六条第三項若しく
は第十七条第一項の規定に
よる申立て、特定債務等の
調整の促進のための特定調
停に関する法律第七条第一
項若しくは第二項の規定に
よる民事執行の手続の停止
若しくは続行を命ずる裁判
を求める申立て又は家事審
判法第十五条の六の規定に
よる申立て

へ 執行官の執行処分又はそ
の遅怠に対する執行異議の
申立て

ト 最高裁判所の規則の定め

組合法（昭和二十四年法律
第七十四号）第二十七条
第八項の規定による申立て
、配偶者からの暴力の防止
及び被害者の保護に関する
法律第十六条第三項若しく
は第十七条第一項の規定に
よる申立て、特定債務等の
調整の促進のための特定調
停に関する法律第七条第一
項若しくは第二項の規定に
よる民事執行の手続の停止
若しくは続行を命ずる裁判
を求める申立て又は家事審
判法第十五条の六の規定に
よる申立て

へ 執行官の執行処分又はそ
の遅怠に対する執行異議の
申立て

ト 最高裁判所の規則の定め

<p>による申立てのうちイ又はロに掲げる申立てに類似するものとして最高裁判所が定めるもの</p>	<p>一八 抗告の提起又は民事訴訟法第三百三十七條第二項の規定による抗告の許可の申立て</p> <p>(1) 一一の二の項、一五の項、一五の二の項又は一六の項に掲げる申立てについて の裁判（抗告の裁判（抗告をを含む。）に對するもの</p>	<p>それぞれの申立ての手数料の額の一・五倍の額</p>
<p>(2) 一三の項に掲げる申立て又は申出について の裁判（不適法として却下したもの</p>	<p>一三の項により算出して得た額の一・五倍の額</p>	

<p>による申立てのうちイ又はロに掲げる申立てに類似するものとして最高裁判所が定めるもの</p>	<p>一八 抗告の提起又は民事訴訟法第三百三十七條第二項の規定による抗告の許可の申立て</p> <p>(1) 一一の二の項、一五の項又は一六の項に掲げる申立てについて の裁判（抗告裁判所の裁判をを含む。）に對するもの</p>	<p>それぞれの申立ての手数料の額の一・五倍の額</p>
<p>(2) 一三の項に掲げる申立て又は申出について の裁判（不適法として却下したもの</p>	<p>一三の項により算出して得た額の一・五倍の額</p>	

第二章 民事調停官及び家事調停官の制度の創設

<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>この表の各項の上欄に掲げる申立てには、当該申立てについての規定を準用し、又はその例によるものとする規定による申立てを含むものとする。</p>	一九	民事訴訟法第三百四十九条第一項の規定による再審の申立て	千五百円	(3) 民事保全法の規定による保全抗告	一一の二の項口に掲げる申立手数料の額の一・五倍の額	を除き、抗告裁判所の裁判を含む。)に對するもの
		一九	民事訴訟法第三百四十九条第一項の規定による再審の申立て	千円	(4) (1)から(3)まで以外のもの	保全抗告	一一の二の項口に掲げる申立手数料の額の一・五倍の額
<p>この表の各項の上欄に掲げる申立てには、当該申立てについての規定を準用し、又はその例によるものとする規定による申立てを含むものとする。</p>	<p>この表の各項の上欄に掲げる申立てには、当該申立てについての規定を準用し、又はその例によるものとする規定による申立てを含むものとする。</p>	一九	民事訴訟法第三百四十九条第一項の規定による再審の申立て	九百円	(3) 民事保全法の規定による保全抗告	一一の二の項口に掲げる申立手数料の額の一・五倍の額	を除き、抗告裁判所の裁判を含む。)に對するもの
		一九	民事訴訟法第三百四十九条第一項の規定による再審の申立て	六百円	(4) (1)から(3)まで以外のもの	保全抗告	一一の二の項口に掲げる申立手数料の額の一・五倍の額

(民事調停法の一部改正)

第四条 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した節を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一節 通則（第一条―第二十三条）</p> <p>第二節 民事調停官（第二十三条の二―第二十三条の四）</p> <p>第二章 [略]</p> <p>第三章 [略]</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第一章 通則（第一条―第二十三条）</p> <p>第二章 [同上]</p> <p>第三章 [同上]</p> <p>附則（第一条―第十五条）</p>

第一章 総則

第一節 通則

(調停機関)

第五条 裁判所は、調停委員会で調停を行う。ただし、裁判所が相当であると認めるときは、裁判官だけでこれを行うことができる。

2 「略」

(即時抗告)

第二十一条 調停手続における決定に対しては、最高裁判所規則で定めるところにより、即時抗告をすることができる。その期間は、二週間とする。

第二節 民事調停官

(民事調停官の任命等)

第二十三条の二 民事調停官は、弁護士で五年以上その職に在つたもののうちから、最高裁判所が任命する。

2 民事調停官は、この法律の定めるところにより、調停事件の処理

第一章 通則

「節名を付する。」

(調停機関)

第五条 裁判所は、調停委員会で調停を行う。但し、相当であると認めるときは、裁判官だけでこれを行うことができる。

2 「同上」

(即時抗告)

第二十一条 調停手続における裁判に対しては、最高裁判所の定めるところにより、即時抗告をすることができる。その期間は、二週間とする。

「一節三条を加える。」

に必要な職務を行う。

3 民事調停官は、任期を二年とし、再任されることができる。

4 民事調停官は、非常勤とする。

5 民事調停官は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して解任されることがない。

一 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第六条各号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき。

三 職務上の義務違反その他民事調停官たるに適しない非行があると認められたとき。

6 この法律に定めるもののほか、民事調停官の任免に関して必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

（民事調停官の権限等）

第二十三条の三 民事調停官は、裁判所の指定を受けて、調停事件を取り扱う。

2 民事調停官は、その取り扱う調停事件の処理について、この法律の規定（第二十二條において準用する非訟事件手続法の規定を含む。）及び特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第五十八号）の規定において裁判官が行うものと

して規定されている民事調停及び特定調停に関する権限（調停主任に係るものを含む。）のほか、次に掲げる権限を行うことができる。

一 第四条、第五条第一項ただし書、第七条第二項、第八条第一項、第十七条、第三十条（第三十三条において準用する場合を含む。）において準用する第二十八条、第三十四条及び第三十五条の規定において裁判所が行うものとして規定されている民事調停に関する権限

二 第二十二条において準用する非訟事件手続法の規定（同法第五条の規定を除く。）において裁判所が行うものとして規定されている権限であつて民事調停に関するもの

三 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律の規定において裁判所が行うものとして規定されている特定調停に関する権限

3 民事調停官は、独立してその職権を行う。

4 民事調停官は、その権限を行うについて、裁判所書記官に対し、その職務に関し必要な命令をすることができる。この場合において、裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第六十条第五項の規定は、民事調停官の命令を受けた裁判所書記官について準用する。

(民事調停官に対する手当等)

第二十三条の四 民事調停官には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所の定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を支給する。

(過料の決定)

第三十六条 前二条の過料の決定は、裁判官の命令で執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

2 過料の決定の執行は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）その他強制執行の手續に関する法令の規定に従つてする。ただし、執行前に決定の送達をすることを要しない。

3 非訟事件手続法第二百七条及び第二百八条ノ二中檢察官に関する規定は、第一項の過料の決定には適用しない。

(評議の秘密を漏らす罪)

第三十七条 民事調停委員又は民事調停委員であつた者が正当な事由がなく評議の経過又は調停主任若しくは民事調停委員の意見若しくはその多少の数を漏らしたときは、三十万円以下の罰金に処する。

(人の秘密を漏らす罪)

(過料の裁判)

第三十六条 前二条の過料の裁判は、裁判官の命令で執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

2 過料の裁判の執行は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）その他強制執行の手續に関する法令の規定に従つてする。ただし、執行前に裁判の送達をすることを要しない。

3 非訟事件手続法第二百七条及び第二百八条ノ二中檢察官に関する規定は、第一項の過料の裁判には適用しない。

(評議の秘密を漏らす罪)

第三十七条 民事調停委員又は民事調停委員であつた者が正当な事由がなく評議の経過又は調停主任若しくは民事調停委員の意見若しくはその多少の数を漏らしたときは、十万円以下の罰金に処する。

(人の秘密を漏らす罪)

第三十八条 民事調停委員又は民事調停委員であつた者が正当な事由がなくその職務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十八条 民事調停委員又は民事調停委員であつた者が正当な事由がなくその職務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六箇月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

備考 表中の「」の記載及びその標記部分に二重傍線を付した節の当該標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律の一部改正)

第五条 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成十一年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(即時抗告)</p> <p>第二十一条 第四条の規定による移送の決定、第五条の規定による決定、第七条第一項及び第二項の規定による決定並びに第二十四条第一項の過料の決定に対しては、その告知を受けた日から二週間の不変期間内に、即時抗告をすることができる。</p>	<p>(即時抗告)</p> <p>第二十一条 第四条の規定による移送の裁判、第五条の規定による裁判、第七条第一項及び第二項の規定による裁判並びに第二十四条第一項の過料の裁判に対しては、その告知を受けた日から二週間の不変期間内に、即時抗告をすることができる。</p>

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>2 第四条の規定による移送の決定、第五条の規定による決定及び第二十四条第一項の過料の決定に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。</p> <p>(文書等の不提出に対する制裁)</p> <p>第二十四条 [略]</p> <p>2 民事調停法第三十六条の規定は、前項の過料の決定について準用する。</p>
<p>2 第四条の規定による移送の決定、第五条の規定による決定及び第二十四条第一項の過料の決定に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。</p> <p>(文書等の不提出に対する制裁)</p> <p>第二十四条 [略]</p> <p>2 民事調停法第三十六条の規定は、前項の過料の決定について準用する。</p>	<p>2 第四条の規定による移送の裁判、第五条の規定による裁判及び第二十四条第一項の過料の裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。</p> <p>(文書等の不提出に対する制裁)</p> <p>第二十四条 [同上]</p> <p>2 民事調停法第三十六条の規定は、前項の過料の裁判について準用する。</p>

(家事審判法の一部改正)

第六条 家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した節を加える。

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
------------	------------

目次

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 審判（第九条―第十六条）

第三章 調停

第一節 通則（第十七条―第二十六条）

第二節 家事調停官（第二十六条の二―第二十六条の四）

第四章 罰則（第二十七条―第三十一条）

附則

第一章 総則

第七条 特別の定めがある場合を除いて、審判及び調停に関しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第一編の規定を準用する。ただし、同法第十五条の規定は、この限りでない。

第三章 調停

第一節 通則

〔目次を付する。〕

第一章 総則

第七条 特別の定めがある場合を除いて、審判及び調停に関しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続法第一編の規定を準用する。但し、同法第十五条の規定は、この限りでない。

第三章 調停

〔節名を付する。〕

第二十六条 「略」

第二十六条 「同上」

第二節 家事調停官

〔二節三条を加える。〕

第二十六条の二 家事調停官は、弁護士で五年以上その職に在つたもののうちから、最高裁判所が任命する。

〔②〕家事調停官は、この法律の定めるところにより、調停事件の処理に必要な職務を行う。

〔③〕家事調停官は、任期を二年とし、再任されることができる。

〔④〕家事調停官は、非常勤とする。

〔⑤〕家事調停官は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して解任されることがない。

一 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第六条各号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき。

三 職務上の義務違反その他家事調停官たるに適しない非行があると認められたとき。

〔⑥〕この法律に定めるもののほか、家事調停官の任免に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第二十六條の三 家事調停官は、家庭裁判所の指定を受けて、調停事件を取り扱う。

〔②〕家事調停官は、その取り扱う調停事件の処理について、この法律の規定（第七條において準用する非訟事件手続法の規定を含む。）において家事審判官が行うものとして規定されている調停に関する権限のほか、次に掲げる権限を行うことができる。

- 一 第三條第二項後段において準用する同條第一項ただし書、第二十條において準用する第十二條、第二十一條の二、第二十二條第二項、第二十二條の二第一項、第二十三條、第二十四條第一項、第二十七條及び第二十八條第二項の規定において家庭裁判所が行うものとして規定されている調停に関する権限
- 二 第七條において準用する非訟事件手続法の規定において家庭裁判所が行うものとして規定されている権限であつて調停に関するもの

〔③〕家事調停官は、独立してその職権を行う。

〔④〕裁判所職員の除斥及び忌避に関する民事訴訟法の規定で裁判官に関するものは、家事調停官について準用する。

〔⑤〕家事調停官は、その権限を行うについて、裁判所書記官、家庭裁判所調査官及び医師たる裁判所技官に対し、その職務に関し必要

な命令をすることができる。この場合において、裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第六十条第五項の規定は、家事調停官の命令を受けた裁判所書記官について準用する。

第二十六条の四 家事調停官には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所の定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を支給する。

第三十条 家事調停委員又は家事調停委員であつた者が正当な事由がなく評議の経過又は家事審判官、家事調停官若しくは家事調停委員の意見若しくはその多少の数を漏らしたときは、三十万円以下の罰金に処する。

〔② 略〕

第三十一条 参与員、家事調停委員又はこれらの職に在つた者が正当な事由がなくその職務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十条 家事調停委員又は家事調停委員であつた者が正当な事由がなく評議の経過又は家事審判官若しくは家事調停委員の意見若しくはその多少の数を漏らしたときは、十万円以下の罰金に処する。

〔② 同上〕

第三十一条 参与員、家事調停委員又はこれらの職に在つた者が正当な事由がなくその職務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六箇月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

備考 表中の「」の記載及びその標記部分に二重傍線を付した節の当該標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第三章 弁護士及び外国法事務弁護士の制度の整備

(弁護士法の一部改正)

第七条 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第八章 懲戒</p>	<p>目次</p> <p>第八章 懲戒（第五十六条―第六十四条）</p>

第一節 懲戒事由及び懲戒権者等（第五十六条―第六十三条）

第二節 懲戒請求者による異議の申出等（第六十四条―第六十

四条の七）

第三節 懲戒委員会（第六十五条―第六十九条）

第四節 綱紀委員会（第七十条―第七十条の九）

第五節 綱紀審査会（第七十一条―第七十一条の七）

第九章 法律事務の取扱いに関する取締り（第七十二条―第七十

四条）

第十章 罰則（第七十五条―第七十九条）

（司法修習生となる資格を得た後に簡易裁判所判事等の職に在つた者についての弁護士の特例）

第五条 司法修習生となる資格を得た後、簡易裁判所判事、検察官、裁判所調査官、裁判所事務官、法務事務官、司法研究所、裁判所書記官研修所若しくは法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第四号第三十六号若しくは第三十八号の事務をつかさどる機関で政令で定めるものの教官、衆議院若しくは参議院の議員若しくは法制局参事又は内閣法制局参事官の職に在つた期間が通算して五年以上になる者は、前条の規定にかかわらず、弁護士となる資格を有する。

第九章 懲戒委員会及び綱紀委員会（第六十五条―第七十一条）

第十章 法律事務の取扱いに関する取締り（第七十二条―第七十四条

）

第十一章 罰則（第七十五条―第七十九条）

（弁護士の資格の特例）

第五条 左に掲げる者は、前条の規定にかかわらず、弁護士となる資格を有する。

- 一 最高裁判所の裁判官の職に在つた者。
- 二 司法修習生となる資格を得た後、五年以上簡易裁判所判事、検察官、裁判所調査官、裁判所事務官、法務事務官、司法研究所、裁判所書記官研修所若しくは法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第四号第三十六号又は第三十八号の事務をつかさどる機関で政令で定めるものの教官、衆議院若しくは参議院の法制局参

(司法修習生となる資格を得た後に法務大臣の認定を受けた者についての特例)

第五条の二 法務大臣が、司法修習生となる資格を得た後に自らの法律に関する専門的知識に基づいて次に掲げる事務のいずれかを処理する職務に従事した期間が通算して七年以上になると認め、かつ、その後に弁護士業務について法務省令で定める法人が実施する研修であつて法務大臣が指定するものの課程を修了したと認定した者は、第四条の規定にかかわらず、弁護士となる資格を有する。

一 企業その他の事業者（国及び地方公共団体を除く。）の役員、代理人又は使用人その他の従業者として行つた当該事業者の事業に係る事務であつて、次に掲げるもの（第七十二条の規定に違反しないで行われるものに限る。）

イ 契約書案その他の事業活動において当該事業者の権利義務に

事又は内閣法制局参事官の職に在つた者。

三 五年以上別に法律で定める大学の学部、専攻科又は大学院において法律学の教授又は助教授の職に在つた者。

四 前二号に掲げる職の二以上に在つて、その年数を通算して五年以上となる者。但し、第二号に掲げる職については、司法修習生となる資格を得た後の在職年数に限る。

〔条を加える。〕

についての法的な検討の結果に基づいて作成することを要する書面の作成

ロ 裁判手続等（裁判手続及び法務省令で定めるこれに類する手続をいう。以下同じ。）のための事実関係の確認又は証拠の収集

ハ 裁判手続等において提出する訴状、申立書、答弁書、準備書面その他の当該事業者の主張を記載した書面の案の作成

ニ 裁判手続等の期日における主張若しくは意見の陳述又は尋問
ホ 民事上の紛争の解決のための和解の交渉又はそのために必要な事実関係の確認若しくは証拠の収集

二 公務員として行う国又は地方公共団体の事務であつて、次に掲げるもの

イ 法令（条例を含む。）の立案、条約その他の国際約束の締結に関する事務又は条例の制定若しくは改廃に関する議案の審査若しくは審議

ロ 前号ロからホまでに掲げる事務

ハ 法務省令で定める審判その他の裁判に類する手続における審理又は審決、決定その他の判断に係る事務であつて法務省令で定める者が行うもの

2 | 前項の規定の適用については、司法修習生となる資格を得た後に

前条に規定する職に在つた期間及び第六条第一項第二号に掲げる期間は、前項の職務に従事した期間とみなす。

(認定の申請)

第五条の三 前条第一項の規定により弁護士となる資格を得ようとする者は、氏名、司法修習生となる資格を取得した年月日、同項の職務に従事した期間及びその職務の内容その他の法務省令で定める事項を記載した認定申請書を法務大臣に提出しなければならない。

2 前項の認定申請書には、司法修習生となる資格を取得したことを証する書類、前条第一項の職務に従事した期間及びその職務の内容を証する書類その他の法務省令で定める書類を添付しなければならない。

3 第一項の規定による申請をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

(認定の手続等)

第五条の四 法務大臣は、前条第一項の規定による申請をした者（以下この章において「申請者」という。）が司法修習生となる資格を得た後に第五条の二第一項の職務に従事した期間が通算して七年以上になると認めるときは、申請者に対し、その受けるべき同項の研

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

修（以下この条において単に「研修」という。）を定めて書面で通知しなければならない。

2| 研修を実施する法人は、申請者がその研修の課程を終えたときは、遅滞なく、法務省令で定めるところにより、当該申請者の研修の履修の状況（当該研修の課程を修了したと法務大臣が認めてよいかどうかの意見を含む。）を書面で法務大臣に報告しなければならない。

3| 法務大臣は、前項の規定による報告に基づき、申請者が研修の課程を修了したと認めるときは、当該申請者について第五条の二第一項の認定（以下この章において単に「認定」という。）を行わなければならない。

4| 法務大臣は、前条第一項の規定による申請につき認定又は却下の処分をするときは、申請者に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

（研修の指定）

第五条の五 法務大臣は、研修の内容が、弁護士業務を行うのに必要な能力の習得に適切かつ十分なものと認めるときでなければ、第五条の二第一項の規定による研修の指定をしてはならない。

2| 研修を実施する法人は、前項の研修の指定に関して法務大臣に対

「条を加える。」

して意見を述べることができる。

3 法務大臣は、第五条の二第一項の研修の適正かつ確実な実施を確保するために必要な限度において、当該研修を実施する法人に対し、当該研修に関して、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な意見を述べることができる。

(資料の要求等)

第五条の六 法務大臣は、認定に関する事務の処理に関し必要があると認めるときは、申請者に対し必要な資料の提出を求め、又は公務所、公私の団体その他の関係者に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(法務省令への委任)

第五条の七 この法律に定めるもののほか、認定の手續に関し必要な事項は、法務省令で定める。

(最高裁判所の裁判官の職に在った者等についての弁護士資格の特例)

第六条 次に掲げる者は、第四条の規定にかかわらず、弁護士となる資格を有する。

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

一 最高裁判所の裁判官の職に在つた者

二 次に掲げる期間が通算して五年以上となる者

イ 検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第十八条第三項に

規定する考試を経た後に検察官（副検事を除く。）の職に在つた期間

ロ 別に法律で定める大学の学部、専攻科又は大学院における法

律学の教授又は助教授の職に在つた期間

2 前項第二号の規定の適用については、司法修習生となる資格を得た後に第五条に規定する職に在つた期間は、同号に掲げる期間とみなす。

（弁護士の欠格事由）

第七条 次に掲げる者は、第四条から第五条の二まで及び前条の規定にかかわらず、弁護士となる資格を有しない。

一 禁錮以上の刑に処せられた者

二 弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者

三 懲戒の処分により、弁護士若しくは外国法事務弁護士であつて除名され、弁理士であつて業務を禁止され、公認会計士であつて登録を抹消され、税理士であつて業務を禁止され、又は公務員であつて免職され、その処分を受けた日から三年を経過しない者

（弁護士の欠格事由）

第六条 次に掲げる者は、前二条の規定にかかわらず、弁護士となる資格を有しない。

一 禁錮以上の刑に処せられた者

二 弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者

三 懲戒の処分により、弁護士若しくは外国法事務弁護士であつて除名され、弁理士であつて業務を禁止され、公認会計士であつて登録を抹消され、税理士であつて業務を禁止され、又は公務員であつて免職され、その処分を受けた日から三年を経過しない者

- 四 成年被後見人又は被保佐人
- 五 破産者であつて復権を得ない者

〔条を削る。〕

（登録又は登録換えの請求の進達の拒絶）

第十二条 弁護士会は、弁護士会の秩序若しくは信用を害するおそれがある者又は次に掲げる場合に該当し弁護士の職務を行わせることがその適正を欠くおそれがある者について、資格審査会の議決に基づき、登録又は登録換えの請求の進達を拒絶することができる。

一 〔略〕

二 第七条第三号に当たる者が、除名、業務禁止、登録の抹消又は免職の処分を受けた日から三年を経過して請求したとき。

2 登録又は登録換えの請求前一年以内に当該弁護士会の地域内において常時勤務を要する公務員であつた者で、その地域内において弁護士の職務を行わせることが特にその適正を欠くおそれがあるものについてもまた前項と同様とする。

〔3・4 略〕

- 四 成年被後見人又は被保佐人。
- 五 破産者であつて復権を得ない者。

第七条 削除

（登録又は登録換の請求の進達の拒絶）

第十二条 弁護士会は、弁護士会の秩序若しくは信用を害する虞がある者又は左の場合に該当し弁護士の職務を行わせることがその適正を欠く虞がある者について、資格審査会の議決に基づき、登録又は登録換の請求の進達を拒絶することができる。

一 〔同上〕

二 第六条第三号にあたる者が、除名、業務禁止、登録まつ消又は免職の処分を受けた日から三年を経過して請求したとき。

2 登録又は登録換の請求前一年以内に当該弁護士会の地域内において常時勤務を要する公務員であつた者で、その地域内において弁護士の職務を行わせることが特にその適正を欠く虞があるものについてもまた前項と同様とする。

〔3・4 同上〕

(登録取消しの事由)

第十七条 日本弁護士連合会は、次に掲げる場合においては、弁護士名簿の登録を取り消さなければならない。

一 弁護士が第七条第一号又は第三号から第五号までのいずれかに該当するに至ったとき。

二 弁護士が第十一条の規定により登録取消しの請求をしたとき。

三 弁護士について退会命令、除名又は第十三条の規定による登録取消しが確定したとき。

四 「略」

(営利業務の届出等)

第三十条 弁護士は、次の各号に掲げる場合には、あらかじめ、当該各号に定める事項を所属弁護士会に届け出なければならない。

一 自ら営利を目的とする業務を営もうとするとき 商号及び当該業務の内容

二 営利を目的とする業務を営む者の取締役、執行役その他業務を執行する役員（以下この条において「取締役等」という。）又は使用人になろうとするとき その業務を営む者の商号若しくは名称又は氏名、本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所及び業務の内容並びに取締役等になろうとするときはその役職名

(登録取消しの事由)

第十七条 日本弁護士連合会は、左の場合においては、弁護士名簿の登録を取り消さなければならない。

一 弁護士が第六条第一号及び第三号乃至第五号の一に該当するに至ったとき。

二 弁護士が第十一条の規定により登録取消しの請求をしたとき。

三 弁護士について退会命令、除名又は第十三条の規定による登録取消しが確定したとき。

四 「同上」

(兼職及び営業等の制限)

第三十条 弁護士は、報酬ある公職を兼ねることができない。ただし、衆議院若しくは参議院の議長若しくは副議長、内閣総理大臣、国務大臣、内閣官房副長官、内閣危機管理監、内閣官房副長官補、内閣広報官、内閣情報官、内閣総理大臣補佐官、副大臣（法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている各庁の副長官を含む。）、大臣政務官（長官政務官を含む。）、内閣総理大臣秘書官、国務大臣秘書官の職若しくは国会若しくは地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長その他公選による公職に就き、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第

2 弁護士会は、前項の規定による届出をした者について、同項各号に定める事項を記載した営利業務従事弁護士名簿を作成し、弁護士会の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3 第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更を生じたときは、遅滞なく、その旨を所属弁護士会に届け出なければならぬ。届出に係る業務を廃止し、又は届出に係る取締役等若しくは使用人でなくなつたときも、同様とする。

4 弁護士会は、前項の規定による届出があつたときは、直ちに、営利業務従事弁護士名簿の記載を訂正し、又はこれを抹消しなければならない。

(法定脱退)

第三十条の二十一 弁護士法人の社員は、次に掲げる理由によつて脱退する。

「一、三 略」

四 第七条第一号又は第三号から第五号までのいずれかに該当する

百二十五号) 第五条第一項(裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)において準用する場合を含む。)に規定する任期付職員、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第三十六条の四第一項に規定する任期付職員若しくは地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号)第五条第一項に規定する特定任期付職員若しくは一般任期付職員となり、若しくは常時勤務を要しない公務員となり、又は官公署より特定の事項について委嘱された職務を行うことは、この限りでない。

2 弁護士は、前項但書の規定により常時勤務を要する公職を兼ねるときは、その職に在る間弁護士の職務を行つてはならない。

3 弁護士は、所属弁護士会の許可を受けなければ、営利を目的とする業務を営み、若しくはこれを営む者の使用人となり、又は営利を目的とする法人の業務執行社員、取締役、執行役若しくは使用人となることできない。

(法定脱退)

第三十条の二十一 「同上」

「一、三 同上」

四 第六条第一号又は第三号から第五号までのいずれかに該当する

こととなつたとき。

五 第十一条の規定による登録取消しの請求をしたとき。

六 第五十七条第一項第二号から第四号までに規定する処分を受け
たとき又は第十三条第一項の規定による登録取消しが確定したと
き。

七 [略]

(会則)

第三十三条 [略]

2 弁護士会の会則には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 名称及び事務所の所在地
- 二 会長、副会長その他会の機関の選任、構成及び職務権限に関する規定
- 三 入会及び退会に関する規定
- 四 資格審査会に関する規定
- 五 会議に関する規定
- 六 弁護士名簿の登録、登録換え及び登録取消しの請求の進達並びに第十三条の規定による登録取消しの請求に関する規定
- 七 弁護士道徳その他会員の綱紀保持に関する規定

こととなつたとき。

五 第十一条の規定による登録取消の請求をしたとき。

六 第五十七条第一項第二号から第四号までに規定する処分を受け
たとき又は第十三条第一項の規定による登録取消しが確定したと
き。

七 [同上]

(会則)

第三十三条 [同上]

2 弁護士会の会則には、左の事項を記載しなければならない。

- 一 名称及び事務所の所在地
- 二 会長、副会長その他会の機関の選任、構成及び職務権限に関する規定
- 三 入会及び退会に関する規定
- 四 資格審査会に関する規定
- 五 会議に関する規定
- 六 弁護士名簿の登録、登録換え及び登録取消の請求の進達並びに第十三条の規定による登録取消の請求に関する規定
- 七 弁護士道徳その他会員の綱紀保持に関する規定

八 懲戒並びに懲戒委員会及び綱紀委員会に関する規定

九 無資力者のためにする法律扶助に関する規定

十 官公署その他に対する弁護士^{（一）}の推薦に関する規定

十一 司法修習生の修習に関する規定

十二 会員の職務に関する紛議の調停に関する規定

十三 建議及び答申に関する規定

十四 営利業務の届出及び営利業務従事弁護士名簿に関する規定

十五 会費に関する規定

十六 会計及び資産に関する規定

3 「略」

（会長及び副会長）

第三十五条 「1・2 略」

3 会長及び副会長は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（会則）

第四十六条 「略」

2 日本弁護士連合会の会則には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

八 弁護士の報酬に関する標準を示す規定。

九 無資力者のためにする法律扶助に関する規定。

十 官公署その他に対する弁護士^{（一）}の推薦に関する規定。

十一 司法修習生の修習に関する規定。

十二 会員の職務に関する紛議の調停に関する規定。

十三 建議及び答申に関する規定。

十四 懲戒、懲戒委員会及び綱紀委員会に関する規定。

十五 会費に関する規定。

十六 会計及び資産に関する規定。

3 「同上」

（会長及び副会長）

第三十五条 「1・2 同上」

3 会長及び副会長は、法令によつて公務に従事する職員とする。

（会則）

第四十六条 「同上」

2 日本弁護士連合会の会則には、左の事項を記載しなければならない。
い。

一 第三十三条第二項第一号から第五号まで、第七号から第十一号まで、第十三号、第十五号及び第十六号に掲げる事項

二 弁護士名簿の登録、登録換え及び登録取消しに関する規定
三 綱紀審査会に関する規定

(会長の職務及びその身分等)

第五十四条 〔略〕

二 会長、委員及び予備委員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第八章 懲戒

第一節 懲戒事由及び懲戒権者等

(懲戒事由及び懲戒権者)

第五十六条 〔略〕

二 懲戒は、その弁護士又は弁護士法人の所属弁護士会が、これを行う。

三 〔略〕

一 第三十三条第二項第一号乃至第五号、第七号乃至第十一号、第十三号及び第十四号（但し、綱紀委員会に関する事項を除く。）乃至第十六号に掲げる事項。

二 弁護士名簿の登録、登録換え及び登録取消しに関する規定。
〔号を加える。〕

(会長の職務及びその身分等)

第五十四条 〔同上〕

二 会長、委員及び予備委員は、法令によつて公務に従事する職員とする。

第八章 懲戒

〔節名を付する。〕

(懲戒事由及び懲戒権者)

第五十六条 〔同上〕

二 懲戒は、その弁護士又は弁護士法人の所属弁護士会が、懲戒委員会の議決に基づいて行う。

三 〔同上〕

(懲戒の請求、調査及び審査)

第五十八条 「略」

2 弁護士会は、所属の弁護士又は弁護士法人について、懲戒の事由があると思料するとき又は前項の請求があつたときは、懲戒の手續に付し、綱紀委員会に事案の調査をさせなければならない。

3 綱紀委員会は、前項の調査により対象弁護士等（懲戒の手續に付された弁護士又は弁護士法人をいう。以下同じ。）につき懲戒委員会に事案の審査を求めるときは、その旨の議決をする。この場合において、弁護士会は、当該議決に基づき、懲戒委員会に事案の審査を求めなければならない。

4 綱紀委員会は、第二項の調査により、第一項の請求が不適法であると認めるとき若しくは対象弁護士等につき懲戒の手續を開始することができないものであると認めるとき、対象弁護士等につき懲戒の事由がないと認めるとき又は事案の軽重その他情状を考慮して懲戒すべきでないことが明らかであると認めるときは、懲戒委員会に事案の審査を求めないことを相当とする議決をする。この場合において、弁護士会は、当該議決に基づき、対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をしなければならない。

5 懲戒委員会は、第三項の審査により対象弁護士等につき懲戒する

(懲戒の請求、調査及び審査)

第五十八条 「同上」

2 弁護士会は、所属の弁護士又は弁護士法人について、懲戒の事由があると思料するとき又は前項の請求があつたときは、綱紀委員会にその調査をさせなければならない。

3 弁護士会は、綱紀委員会が前項の調査により弁護士又は弁護士法人を懲戒することを相当と認めたとときは、懲戒委員会にその審査を求めなければならない。

「項を加える。」

「項を加える。」

ことを相当と認めるときは、懲戒の処分の内容を明示して、その旨の議決をする。この場合において、弁護士会は、当該議決に基づき、対象弁護士等を懲戒しなければならない。

6|| 懲戒委員会は、第三項の審査により対象弁護士等につき懲戒しないことを相当と認めるときは、その旨の議決をする。この場合において、弁護士会は、当該議決に基づき、対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をしなければならない。

(懲戒を受けた者の審査請求に対する裁決)

第五十九条 日本弁護士連合会は、第五十六条の規定により弁護士会がした懲戒の処分について行政不服審査法による審査請求があつたときは、日本弁護士連合会の懲戒委員会に事案の審査を求め、その議決に基づき、裁決をしなければならない。

(日本弁護士連合会の懲戒)

第六十条 日本弁護士連合会は、第五十六条第一項に規定する事案について自らその弁護士又は弁護士法人を懲戒することを相当と認めるときは、次項から第六項までに規定するところにより、これを懲戒することができる。

2|| 日本弁護士連合会は、弁護士又は弁護士法人について懲戒の事由

「項を加える。」

(懲戒を受けた者の審査請求に対する裁決)

第五十九条 日本弁護士連合会は、第五十六条の規定により弁護士会がした懲戒についての行政不服審査法による審査請求に対して裁決をする場合には、懲戒委員会の議決に基づかなければならない。

(日本弁護士連合会の懲戒)

第六十条 日本弁護士連合会は、第五十六条第一項に規定する事案について自らその弁護士又は弁護士法人を懲戒することを相当と認めるときは、懲戒委員会の議決に基づき、これを懲戒することができる。

「項を加える。」

があると思料するときは、懲戒の手続に付し、日本弁護士連合会の綱紀委員会に事案の調査をさせることができる。

3|| 日本弁護士連合会の綱紀委員会は、前項の調査により対象弁護士等につき日本弁護士連合会の懲戒委員会に事案の審査を求め、これを相当と認めるときは、その旨の議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、日本弁護士連合会の懲戒委員会に事案の審査を求めなければならない。

4|| 日本弁護士連合会の綱紀委員会は、第二項の調査により、対象弁護士等につき懲戒の手続を開始することができないものであると認めるとき、対象弁護士等につき懲戒の事由がないと認めるとき又は事案の軽重その他情状を考慮して懲戒すべきでないことが明らかであると認めるときは、日本弁護士連合会の懲戒委員会に事案の審査を求めないことを相当とする議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をしなければならない。

5|| 日本弁護士連合会の懲戒委員会は、第三項の審査により対象弁護士等につき懲戒することを相当と認めるときは、懲戒の処分の内容を明示して、その旨の議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、対象弁護士等を懲戒しなければならない。

「項を加える。」

「項を加える。」

「項を加える。」

日本弁護士連合会の懲戒委員会は、第三項の審査により対象弁護士等につき懲戒しないことを相当と認めるときは、その旨の議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をしなければならない。

〔条を削る。〕

〔項を加える。〕

（懲戒請求者の異議の申出）

第六十一条 第五十八条第一項の規定により弁護士又は弁護士法人に対する懲戒の請求があつたにもかかわらず、弁護士会がその弁護士若しくは弁護士法人を懲戒しないとき又は相当の期間内に懲戒の手續を終えないときは、その請求をした者は、日本弁護士連合会に異議を申し出ることができる。弁護士会の懲戒の処分が不当に軽いと思量するときも、同様とする。

2 日本弁護士連合会は、前項の申出を受けた場合においては、懲戒委員会の議決に基き、その申出に理由があると認めるときは当該弁護士会にその旨を通知し、又は前条の規定によりみずから懲戒し、その申出に理由がないと認めるときはこれを棄却しなければならない。

3 前項の処分については、第十四条第三項の規定を準用する。

（訴えの提起）

（訴えの提起）

第六十一条 第五十六条の規定により弁護士会がした懲戒の処分についての審査請求を却下され若しくは棄却され、又は第六十条の規定により日本弁護士連合会から懲戒を受けた者は、東京高等裁判所にその取消しの訴えを提起することができる。

2 第五十六条の規定により弁護士会がした懲戒の処分に関しては、これについての日本弁護士連合会の裁決に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

(登録換等の請求の制限)

第六十二条 [略]

(除斥期間)

第六十三条 [略]

第二節 懲戒請求者による異議の申出等

(懲戒請求者による異議の申出)

第六十四条 第五十八条第一項の規定により弁護士又は弁護士法人に対する懲戒の請求があつたにもかかわらず、弁護士会が対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をしたとき又は相当の期間内に懲戒の手続

第六十二条 第五十六条の規定による懲戒についての審査請求を却下され若しくは棄却され、又は第六十条の規定により懲戒を受けた者は、東京高等裁判所にその取消しの訴えを提起することができる。

2 第五十六条の規定による懲戒の処分に関しては、これについての日本弁護士連合会の裁決に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

(登録換等の請求の制限)

第六十三条 [同上]

(除斥期間)

第六十四条 [同上]

〔二節七条を加える。〕

を終えないときは、その請求をした者（以下「懲戒請求者」という。）は、日本弁護士連合会に異議を申し出ることができる。弁護士会がした懲戒の処分が不当に軽いと思料するときも、同様とする。

2 前項の規定による異議の申出（相当の期間内に懲戒の手続を終えないことについてのものを除く。）は、弁護士会による当該懲戒しない旨の決定に係る第六十四条の七第一項第二号の規定による通知又は当該懲戒の処分に係る第六十四条の六第二項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して六十日以内になければならない。

3 異議の申出の書面を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便で提出した場合における前項の異議の申出期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。

（日本弁護士連合会の綱紀委員会による異議の審査等）

第六十四条の二 日本弁護士連合会は、前条第一項の規定による異議の申出があり、当該事案が原弁護士会（懲戒請求者が懲戒の請求をした弁護士会をいう。以下同じ。）の懲戒委員会の審査に付されていないものであるときは、日本弁護士連合会の綱紀委員会に異議の審査を求めなければならない。

2 日本弁護士連合会の綱紀委員会は、原弁護士会が第五十八条第四項の規定により対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をしたことについての異議の申出につき、前項の異議の審査により原弁護士会の懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当と認めるときは、その旨の議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、原弁護士会がした対象弁護士等を懲戒しない旨の決定を取り消して、事案を原弁護士会に送付する。

3 前項の規定により事案の送付を受けた原弁護士会は、その懲戒委員会に事案の審査を求めなければならない。この場合においては、第五十八条第五項及び第六項の規定を準用する。

4 日本弁護士連合会の綱紀委員会は、原弁護士会が相当の期間内に懲戒の手續を終えないことについての異議の申出につき、第一項の異議の審査によりその異議の申出に理由があると認めるときは、その旨の議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、原弁護士会に対し、速やかに懲戒の手續を進め、対象弁護士等を懲戒し、又は懲戒しない旨の決定をするよう命じなければならない。

5 日本弁護士連合会の綱紀委員会は、異議の申出を不適法として却下し、又は理由がないとして棄却することを相当と認めるときは、その旨の議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当

該議決に基づき、異議の申出を却下し、又は棄却する決定をしなければならぬ。

(綱紀審査の申出)

第六十四条の三 懲戒請求者は、日本弁護士連合会が前条第二項に規定する異議の申出につき同条第五項の規定によりこれを却下し、又は棄却する決定をした場合において、不服があるときは、日本弁護士連合会に、綱紀審査会による綱紀審査を行うことを申し出ることができる。この場合において、日本弁護士連合会は、綱紀審査会に綱紀審査を求めなければならない。

2 前項の規定による綱紀審査の申出は、日本弁護士連合会がした当該異議の申出を却下し、又は棄却する決定に係る第六十四条の七第二項第六号の規定による通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内にしなければならない。

3 第六十四条第三項の規定は、前項の綱紀審査の申出に準用する。

(綱紀審査等)

第六十四条の四 綱紀審査会は、前条第一項の綱紀審査により原弁護士会の懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当と認めるときは、その旨の議決をする。この議決は、出席した委員の三分の二以上

の多数をもつてしなければならない。

2 前項の場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、自らが行った異議の申出を却下し、又は棄却する決定及び原弁護士会がした対象弁護士等を懲戒しない旨の決定を取り消して、事案を原弁護士会に送付する。

3 前項の規定により事案の送付を受けた原弁護士会は、その懲戒委員会に事案の審査を求めなければならない。この場合においては、第五十八条第五項及び第六項の規定を準用する。

4 綱紀審査会は、綱紀審査の申出を不適法として却下することを相当と認めるときは、その旨の議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、綱紀審査の申出を却下する決定をしなければならない。

5 綱紀審査会は、前項の場合を除き、第一項の議決が得られなかつたときは、その旨の議決をしなければならない。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、綱紀審査の申出を棄却する決定をしなければならない。

(日本弁護士連合会の懲戒委員会による異議の審査等)

第六十四条の五 日本弁護士連合会は、第六十四条第一項の規定による異議の申出があり、当該事案が原弁護士会の懲戒委員会の審査に

付されたものであるときは、日本弁護士連合会の懲戒委員会に異議の審査を求めなければならない。

2 日本弁護士連合会の懲戒委員会は、原弁護士会が第五十八条第六項の規定により対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をしたことについての異議の申出につき、前項の異議の審査により対象弁護士等を懲戒することを相当と認めるときは、懲戒の処分の内容を明示して、その旨の議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、原弁護士会がした対象弁護士等を懲戒しない旨の決定を取り消し、自ら対象弁護士等を懲戒しなければならない。

3 日本弁護士連合会の懲戒委員会は、原弁護士会が相当の期間内に懲戒の手續を終えないことについての異議の申出につき、第一項の異議の審査によりその異議の申出に理由があると認めるときは、その旨の議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、原弁護士会に対し、速やかに懲戒の手續を進め、対象弁護士等を懲戒し、又は懲戒しない旨の決定をするよう命じなければならない。

4 日本弁護士連合会の懲戒委員会は、原弁護士会がした懲戒の処分が不当に軽いとする異議の申出につき、第一項の異議の審査によりその異議の申出に理由があると認めるときは、懲戒の処分の内容を明示して、懲戒の処分を変更することを相当とする旨の議決をする。

。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、原
弁護士会がした懲戒の処分を取り消し、自ら対象弁護士等を懲戒し
なければならない。

5 日本弁護士連合会の懲戒委員会は、異議の申出を不適法として却
下し、又は理由がないとして棄却することを相当と認めるときは、
その旨の議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当
該議決に基づき、異議の申出を却下し、又は棄却する決定をしなけ
ればならない。

(懲戒の処分の通知及び公告)

第六十四条の六 弁護士会又は日本弁護士連合会は、対象弁護士等を
懲戒するときは、対象弁護士等に懲戒の処分の内容及びその理由を
書面により通知しなければならない。

2 弁護士会又は日本弁護士連合会は、対象弁護士等を懲戒したとき
は、速やかに、弁護士会にあつては懲戒請求者、懲戒の手續に付き
れた弁護士法人の他の所属弁護士会及び日本弁護士連合会に、日本
弁護士連合会にあつては懲戒請求者及び対象弁護士等の所属弁護士
会に、懲戒の処分の内容及びその理由を書面により通知しなければ
ならない。

3 日本弁護士連合会は、弁護士会又は日本弁護士連合会が対象弁護

士等を懲戒したときは、遅滞なく、懲戒の処分の内容を官報をもつて公告しなければならない。

(懲戒の手続に関する通知)

第六十四条の七 弁護士会は、その懲戒の手続に関し、次の各号に掲げる場合には、速やかに、対象弁護士等、懲戒請求者、懲戒の手続に付された弁護士法人の他の所属弁護士会及び日本弁護士連合会に、当該各号に定める事項を書面により通知しなければならない。

一 綱紀委員会に事案の調査をさせたとき又は懲戒委員会に事案の審査を求めたとき その旨及び事案の内容

二 対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をしたとき その旨及びその理由

三 懲戒委員会又はその部会が、同一の事由について刑事訴訟が係属していることにより懲戒の手続を中止したとき又はその手続を再開したとき その旨

四 懲戒の手続に付された弁護士が死亡したこと又は弁護士でなくなつたことにより懲戒の手続が終了したとき その旨及びその理由

2 日本弁護士連合会は、その懲戒の手続に関し、次の各号に掲げる場合には、速やかに、対象弁護士等、懲戒請求者及び対象弁護士等

の所属弁護士会に、当該各号に定める事項を書面により通知しなければならぬ。

一 綱紀委員会に事案の調査をさせたとき又は懲戒委員会に事案の審査を求めたとき その旨及び事案の内容

二 対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をしたとき その旨及びその理由

三 綱紀委員会に異議の審査を求めたとき、綱紀審査会に綱紀審査を求めたとき又は懲戒委員会に異議の審査を求めたとき その旨

四 第六十四条の二第二項又は第六十四条の四第二項の規定により原弁護士会に事案を送付したとき その旨及びその理由

五 原弁護士会に対し、速やかに懲戒の進め、対象弁護士等を懲戒し、又は懲戒しない旨の決定をするよう命じたとき その旨及びその理由

六 異議の申出を却下し、又は棄却する決定をしたとき その旨及びその理由

七 綱紀審査の申出を却下し、又は棄却する決定をしたとき その旨及びその理由

八 懲戒委員会又はその部会が、同一の事由について刑事訴訟が係属していることにより懲戒の中止をしたとき又はその手続を再開したとき その旨

九 懲戒の手續に付された弁護士が死亡したこと又は弁護士でなくなつたことにより懲戒の手續が終了したとき、その旨及びその理由

〔章名を削る。〕

第三節 懲戒委員会

(懲戒委員会の設置)

第六十五条 〔略〕

2 懲戒委員会は、その置かれた弁護士会又は日本弁護士連合会の求めにより、その所属の弁護士又は弁護士法人の懲戒に関して必要な審査をする。

(懲戒委員会の組織)

第六十六条 懲戒委員会は、四人以上であつてその置かれた弁護士会又は日本弁護士連合会の会則で定める数の委員をもつて組織する。

〔項を削る。〕

〔項を削る。〕

第九章 懲戒委員会及び綱紀委員会

〔節名を付する。〕

(懲戒委員会の設置及び機能)

第六十五条 〔同上〕

2 懲戒委員会は、その置かれた弁護士会又は日本弁護士連合会の請求により、その所属の弁護士又は弁護士法人の懲戒に関して必要な審査をする。

(懲戒委員会の組織)

第六十六条 懲戒委員会は、委員長及び委員若干人をもつて組織する。

2 委員長は、委員の互選による。

3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ懲戒委員会の定める順序により、他の委員が委員長の職務を行う。

「項を削る。」

(懲戒委員会の委員)

第六十六条の二 弁護士会の懲戒委員会の委員は、弁護士、裁判官、検察官及び学識経験のある者の中から、それぞれ弁護士会の会長が委嘱する。この場合において、裁判官又は検察官である委員はその地の高等裁判所若しくは地方裁判所又は高等検察庁検事長若しくは地方検察庁検事正の推薦に基づき、その他の委員はその弁護士会の総会の決議に基づき、委嘱しなければならない。

2 日本弁護士連合会の懲戒委員会の委員は、弁護士、裁判官、検察官及び学識経験のある者の中から、それぞれ日本弁護士連合会の会長が委嘱する。この場合において、裁判官又は検察官である委員は最高裁判所又は検事総長の推薦に基づき、その他の委員は日本弁護士連合会の総会の決議に基づき、委嘱しなければならない。

3 懲戒委員会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 懲戒委員会の委員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(懲戒委員会の委員長)

4 懲戒委員会に予備委員若干人を置く。

「条を加える。」

第六十六条の三 懲戒委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

〔条を加える。〕

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ懲戒委員会の定める順序により、他の委員が委員長の職務を行う。

4 前条第四項の規定は、委員長に準用する。

（懲戒委員会の予備委員）

第六十六条の四 懲戒委員会に、四人以上であつてその置かれた弁護士会又は日本弁護士連合会の会則で定める数の予備委員を置く。

〔条を加える。〕

2 委員に事故のあるとき又は委員が欠けたときは、弁護士会の会長又は日本弁護士連合会の会長は、その委員と同じ資格を有する予備委員の中からその代理をする者を指名する。

3 第六十六条の二の規定は、予備委員に準用する。

（懲戒委員会の部会）

第六十六条の五 懲戒委員会は、事案の審査をするため、必要に応じ、部会を置くことができる。

〔条を加える。〕

2 部会は、委員長が指名する弁護士、裁判官、検察官及び学識経験のある者である委員各一人以上をもつて組織する。

3 部会に部会長を置き、部会を組織する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長に事故のあるときは、あらかじめ部会の定める順序により、他の委員が部会長の職務を行う。

5 懲戒委員会は、その定めるところにより、部会が審査をした事案については、部会の議決をもつて委員会の議決とすることができる。

(懲戒委員会の審査手続)

第六十七条 懲戒委員会は、事案の審査を求められたときは、速やかに、審査の期日を定め、対象弁護士等にその旨を通知しなければならない。

2 審査を受ける弁護士又は審査を受ける弁護士法人の社員は、審査期日に出頭し、かつ、陳述することができる。この場合において、その弁護士又は弁護士法人の社員は、委員長の指揮に従わなければならない。

3 懲戒委員会は、審査に関し必要があるときは、対象弁護士等、懲戒請求者、関係人及び官公署その他に対して陳述、説明又は資料の提出を求めることができる。

(懲戒委員会の審査手続)

第六十七条 懲戒委員会は、審査を求められたときは、速やかに、審査の期日を定め、審査を受ける弁護士又は弁護士法人にその旨を通知しなければならない。

2 審査を受ける弁護士又は審査を受ける弁護士法人の社員は、審査期日に出頭し、かつ、陳述することができる。ただし、委員長の指揮に従わなければならない。

3 第五十五条第一項の規定は、懲戒委員会の審査について準用する。

(懲戒委員会の議決書)

第六十七条の二 懲戒委員会は、議決をしたときは、速やかに、理由を付した議決書を作成しなければならない。

(懲戒委員会の部会に関する準用規定)

第六十九条 前三条の規定は、懲戒委員会の部会に準用する。

第四節 綱紀委員会

(綱紀委員会の設置)

第七十条 各弁護士会及び日本弁護士連合会にそれぞれ綱紀委員会を置く。

2 弁護士会の綱紀委員会は、第五十八条第二項及び第七十一条の六第二項の調査その他その置かれた弁護士会所属の弁護士及び弁

〔条を加える。〕

(準用規定)

第六十九条 第五十二条第三項、第四項、第五十三条第二項、第三項及び第五十四条の資格審査会の会長、委員及び予備委員に関する規定は、それぞれ懲戒委員会の委員長、委員及び予備委員に準用する。但し、この場合において、第五十二条第三項中「会長」とあるのは、「弁護士会の懲戒委員会においてはその弁護士会の会長、本弁護士連合会の懲戒委員会においては日本弁護士連合会の会長」と読み替えるものとする。

〔節名を付する。〕

(綱紀委員会の設置及び機能等)

第七十条 各弁護士会に綱紀委員会を置く。

2 綱紀委員会は、第五十八条第二項の調査その他その置かれた弁護士の会員の綱紀保持に関する事項をつかさどる。

護士法人の綱紀保持に関する事項をつかさどる。

- 3 日本弁護士連合会の綱紀委員会は、第六十条第二項及び第七十一条の六第二項の調査並びに第六十四条の二第一項の異議の審査その他弁護士及び弁護士法人の綱紀保持に関する事項をつかさどる。

(綱紀委員会の組織)

- 第七十条の二 綱紀委員会は、四人以上であつてその置かれた弁護士会又は日本弁護士連合会の会則で定める数の委員をもつて組織する。

(綱紀委員会の委員)

- 第七十条の三 弁護士会の綱紀委員会の委員は、弁護士、裁判官、検察官及び学識経験のある者の中から、それぞれ弁護士会の会長が委嘱する。この場合においては、第六十六条の二第一項後段の規定を準用する。

- 2 日本弁護士連合会の綱紀委員会の委員は、弁護士、裁判官、検察官及び学識経験のある者の中から、それぞれ日本弁護士連合会の会長が委嘱する。この場合においては、第六十六条の二第二項後段の規定を準用する。

- 3 綱紀委員会の委員は、その置かれた弁護士会の会員の互選による。

「条を加える。」

「条を加える。」

3 綱紀委員会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 綱紀委員会の委員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(綱紀委員会の委員長)

第七十条の四 綱紀委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ綱紀委員会の定める順序により、他の委員が委員長の職務を行う。

4 前条第四項の規定は、委員長に準用する。

(綱紀委員会の予備委員)

第七十条の五 綱紀委員会に、四人以上であつてその置かれた弁護士会又は日本弁護士連合会の会則で定める数の予備委員を置く。

2 委員に事故のあるとき又は委員が欠けたときは、弁護士会の会長又は日本弁護士連合会の会長は、その委員と同じ資格を有する予備委員の中からその代理をする者を指名する。

3 第七十条の三の規定は、予備委員に準用する。

「条を加える。」

「条を加える。」

(綱紀委員会の部会)

第七十条の六 綱紀委員会は、事案の調査又は審査をするため、必要に応じ、部会を置くことができる。

2| 部会は、委員長が指名する弁護士、裁判官、検察官及び学識経験のある者である委員各一人以上をもつて組織する。

3| 部会に部会長を置き、部会を組織する委員の互選によりこれを定める。

4| 部会長に事故のあるときは、あらかじめ部会の定める順序により、他の委員が部会長の職務を行う。

5| 綱紀委員会は、その定めるところにより、部会が調査又は審査をした事案については、部会の議決をもつて委員会の議決とすることができる。

(綱紀委員会による陳述の要求等)

第七十条の七 綱紀委員会は、調査又は審査に関し必要があるときは、対象弁護士等、懲戒請求者、関係人及び官公署その他に対して陳述、説明又は資料の提出を求めることができる。

(綱紀委員会の議決書)

「条を加える。」

「条を加える。」

第七十条の八 綱紀委員会は、議決をしたときは、速やかに、理由を付した議決書を作成しなければならない。

〔条を加える。〕

(綱紀委員会の部会に関する準用規定)

第七十条の九 前二条の規定は、綱紀委員会の部会に準用する。

〔条を加える。〕

第五節 綱紀審査会

(綱紀審査会の設置)

第七十一条 日本弁護士連合会に綱紀審査会を置く。

(準用規定)

第七十一条 第五十二条第四項、第五十四条、第五十五条第一項及び

2 綱紀審査会は、弁護士会が第五十八条第四項の規定により対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をし、かつ、日本弁護士連合会がこれに対する懲戒請求者による異議の申出を却下し、又は棄却する決定をした場合において、なお懲戒請求者からの申出があるときに、国民の意見を反映させて懲戒の手続の適正を確保するため必要な綱紀審査を行う。

第六十六条第一項乃至第三項の規定は、綱紀委員会に準用する。但し、この場合において、第五十四条中「会長」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。

(綱紀審査会の組織)

第七十一条の二 綱紀審査会は、委員十一人をもつて組織する。

〔条を加える。〕

(綱紀審査会の委員)

- 第七十一条の三 綱紀審査会の委員は、学識経験のある者（弁護士、裁判官若しくは検察官である者又はこれらであつた者を除く。）の中から、日本弁護士連合会の会長が日本弁護士連合会の総会の決議に基づき、委嘱する。
- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(綱紀審査会の委員長)

- 第七十一条の四 綱紀審査会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ綱紀審査会の定める順序により、他の委員が委員長の職務を行う。
- 4 前条第三項の規定は、委員長に準用する。

(綱紀審査会の予備委員)

- 第七十一条の五 綱紀審査会に、日本弁護士連合会の会則で定める数

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

の予備委員を置く。

2 委員に事故のあるとき又は委員が欠けたときは、日本弁護士連合会の会長は、予備委員の中からその代理をする者を指名する。

3 第七十一条の三の規定は、予備委員に準用する。

(綱紀審査会による陳述の要求等)

第七十一条の六 綱紀審査会は、綱紀審査に関し必要があるときは、対象弁護士等、懲戒請求者、関係人及び官公署その他に対して陳述、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 綱紀審査会は、綱紀審査に関し必要があるときは、対象弁護士等の所属弁護士会の綱紀委員会又は日本弁護士連合会の綱紀委員会に必要な調査を囑託することができる。

(綱紀審査会の議決書)

第七十一条の七 綱紀審査会は、議決をしたときは、速やかに、理由を付した議決書を作成しなければならない。

第九章 法律事務の取扱いに関する取締り

(非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止)

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

第十章 法律事務の取扱いに関する取締り

(非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止)

第七十二条 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

第十章 罰則

(虚偽登録等の罪)

第七十五条 「略」

2 第五条の三第一項の規定による申請において、第五条の二第一項に規定する職務に従事した期間及びその職務の内容その他の重要な事項につき虚偽の申請をして、法務大臣に同項の認定をさせた者も、前項と同様とする。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

附則

(弁護士の欠格事由の適用)

第七十二条 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

第十一章 罰則

(虚偽登録の罪)

第七十五条 「同上」

「項を加える。」

2 前項の未遂罪を罰する。

附則

(弁護士の欠格事由の適用)

第八十三条 第七条の規定の適用については、従前の計理士法（昭和二年法律第三十一号）の規定により業務の禁止の処分を受けた者は、懲戒の処分により公認会計士の登録を抹消された者とみなし、従前の税務代理士法（昭和十七年法律第四十六号）の規定により税務代理士の許可を取り消された者は、懲戒の処分により税理士の登録を取り消されたものとみなし、官吏懲戒令（明治三十二年勅令第六十三号）により免官の処分を受けた者は、公務員であつて懲戒の処分により免職された者とみなす。

第八十三条 第六条の規定の適用については、従前の計理士法（昭和二年法律第三十一号）の規定により業務の禁止の処分を受けた者は、懲戒の処分により公認会計士の登録をまつ消された者とみなし、従前の税務代理士法（昭和十七年法律第四十六号）の規定により税務代理士の許可を取り消された者は、懲戒の処分により税理士の登録を取り消されたものとみなし、官吏懲戒令（明治三十二年勅令第六十三号）により免官の処分を受けた者は、公務員であつて懲戒の処分により免職された者とみなす。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正）

第八条 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の第一表及び第二表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは

当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

第一表

改正後	改正前
<p>(欠格事由)</p> <p>第八条 弁護士法第七条の規定は、外国法事務弁護士となる資格について準用する。</p> <p>(承認の基準)</p> <p>第十条 法務大臣は、前条第一項の規定による申請をした者(以下「承認申請者」という。)が次に掲げる基準に適合するものでなければ、承認をすることができない。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 次に掲げる者でないこと。</p> <p>「イ・ロ 略」</p>	<p>(欠格事由)</p> <p>第八条 弁護士法第六条の規定は、外国法事務弁護士となる資格について準用する。</p> <p>(承認の基準)</p> <p>第十条 (同上)</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 「同上」</p> <p>「イ・ロ 同上」</p>

ハ 弁護士法第七條第三号に規定する処分^一に相当する外国の法令による処分を受け、その処分を受けた日から三年を経過しない者

ニ [略]

三 [略]

[2~4 略]

(承認の取消し)

第十四條 法務大臣は、承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その承認を取り消さなければならない。

一 [略]

二 第八條において準用する弁護士法第七條各号(第二号を除く。

一)のいずれかに該当するに至つたとき。

[三・四 略]

2 法務大臣は、承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その承認を取り消すことができる。

[一~四 略]

[3・4 略]

(弁護士会の会則の記載事項の特則)

ハ 弁護士法第六條第三号に規定する処分^一に相当する外国の法令による処分を受け、その処分を受けた日から三年を経過しない者

ニ [同上]

三 [同上]

[2~4 同上]

(承認の取消し)

第十四條 法務大臣は、承認を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、その承認を取り消さなければならない。

一 [同上]

二 第八條において準用する弁護士法第六條各号(第二号を除く。

一)の一に該当するに至つたとき。

[三・四 同上]

2 法務大臣は、承認を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、その承認を取り消すことができる。

[一~四 同上]

[3・4 同上]

(弁護士会の会則の記載事項の特則)

第二十二條 弁護士会の会則には、弁護士法第三十三條第二項各号に掲げるもののほか、日本弁護士連合会の会則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載するものとする。

〔二〇五 略〕

六 外国法事務弁護士の営利業務の届出及び営利業務従事外国法事務弁護士名簿に関する規定

七 〔略〕

(登録の拒絶)

第二十六條 日本弁護士連合会は、登録請求をした者が、弁護士会若しくは日本弁護士連合会の秩序若しくは信用を害するおそれがあるとき、又は次の各号のいずれかに該当し、外国法事務弁護士の職務を行わせることがその適正を欠くおそれがあるときは、外国法事務弁護士登録審査会の議決に基づき、その登録を拒絶することができる。

一 〔略〕

二 第八条において準用する弁護士法第七条第三号に規定する処分を受けた者が当該処分を受けた日から三年を経過して請求したとき。

第二十二條 (同上)

〔二〇五 同上〕

〔号を加える。〕

六 〔同上〕

(登録の拒絶)

第二十六條 日本弁護士連合会は、登録請求をした者が、弁護士会若しくは日本弁護士連合会の秩序若しくは信用を害するおそれがあるとき、又は次の各号の一に該当し、外国法事務弁護士の職務を行わせることがその適正を欠くおそれがあるときは、外国法事務弁護士登録審査会の議決に基づき、その登録を拒絶することができる。

一 〔同上〕

二 第八条において準用する弁護士法第六条第三号に規定する処分を受けた者が当該処分を受けた日から三年を経過して請求したとき。

(登録の取消し)

第三十条 日本弁護士連合会は、外国法事務弁護士が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

一 第八条において準用する弁護士法第七條各号(第二号を除く。

)のいずれかに該当するに至つたとき。

〔二五 略〕

〔2・3 略〕

(弁護士法の準用等)

第五十条 弁護士法第二十三条から第三十条までの規定は、外国法事務弁護士について準用する。この場合において、同法第三十条第二項及び第四項中「営利業務従事弁護士名簿」とあるのは、「営利業務従事外国法事務弁護士名簿」と読み替えるものとする。

2 [略]

(懲戒の手續)

第五十三条 [略]

2 弁護士会は、所属の外国法事務弁護士について、懲戒の事由があると思料するとき、又は前項の請求があつたときは、懲戒の手續に付し、弁護士法第七十条第一項の規定によりその弁護士会に置かれ

(登録の取消し)

第三十条 日本弁護士連合会は、外国法事務弁護士が次の各号の一に該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

一 第八条において準用する弁護士法第六條各号(第二号を除く。

)の一に該当するに至つたとき。

〔二五 同上〕

〔2・3 同上〕

(弁護士法の準用等)

第五十条 弁護士法第二十三条から第三十条までの規定は、外国法事務弁護士について準用する。

2 [同上]

(懲戒の請求、調査及び審査)

第五十三条 [同上]

2 弁護士会は、所属の外国法事務弁護士について、懲戒の事由があると思料するとき、又は前項の請求があつたときは、弁護士法第七十条第一項の規定によりその弁護士会に置かれた綱紀委員会に調査

た綱紀委員会に調査をさせることができる。この場合において、その綱紀委員会が当該外国法事務弁護士を懲戒することを相当と認めるときは、その綱紀委員会の調査結果及び意見を添えて日本弁護士連合会に懲戒の請求をしなければならない。

3 日本弁護士連合会は、外国法事務弁護士について、懲戒の事由があると思料するとき、又は第一項の請求があつたときは、懲戒の手續に付し、外国法事務弁護士綱紀委員会にその調査をさせなければならない。ただし、同一の事由について前項の調査が行われているときは、この限りでない。

4 「略」

5 弁護士会の綱紀委員会及び外国法事務弁護士綱紀委員会は、調査に関し必要があるときは、懲戒の手續に付された外国法事務弁護士、第一項の請求をした者、関係人及び官公署その他に対して陳述、説明又は資料の提出を求めることができる。

6 日本弁護士連合会は、外国法事務弁護士を懲戒するときは、当該外国法事務弁護士に懲戒の処分の内容及びその理由を書面により通知しなければならない。

7 日本弁護士連合会は、外国法事務弁護士を懲戒したときは、遅滞なく、懲戒の処分の内容を官報をもつて公告しなければならない。

8 「略」

をさせることができる。この場合において、その綱紀委員会が当該外国法事務弁護士を懲戒することを相当と認めるときは、その綱紀委員会の調査結果及び意見を添えて日本弁護士連合会に懲戒の請求をしなければならない。

3 日本弁護士連合会は、外国法事務弁護士について、懲戒の事由があると思料するとき、又は第一項の請求があつたときは、外国法事務弁護士綱紀委員会にその調査をさせなければならない。ただし、同一の事由について前項の調査が行われているときは、この限りでない。

4 「同上」

「項を加える。」

「項を加える。」

「項を加える。」

5 「略」

「項を削る。」

(弁護士法の準用)

第五十四条 弁護士法第六十二条の規定は懲戒の手續に付された外国法事務弁護士について、同法第六十三条の規定は外国法事務弁護士の懲戒の手續について準用する。

(組織)

第五十六条 「1、5 略」

6 第二項及び第三十八条第四項並びに弁護士法第六十六条の四第二項の規定は、前項の予備委員について準用する。この場合において、同条第二項中「弁護士会の会長又は日本弁護士連合会の会長」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。

7 弁護士法第六十六条の二第四項の規定は外国法事務弁護士懲戒委員会の委員長、委員及び予備委員について、同法第六十六条の三第二項及び第三項の規定は外国法事務弁護士懲戒委員会の委員長について準用する。

(審査手続)

6 弁護士法第五十五条第一項の規定は、第二項及び第三項の調査の手續について準用する。

(弁護士法の準用)

第五十四条 弁護士法第六十三条の規定は懲戒に付された外国法事務弁護士について、同法第六十四条の規定は外国法事務弁護士の懲戒手續について準用する。

(組織)

第五十六条 「1、5 同上」

6 第二項及び第三十八条第四項並びに弁護士法第五十三条第三項の規定は、前項の予備委員について準用する。この場合において、同条第三項中「会長」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。

7 弁護士法第五十四条の規定は外国法事務弁護士懲戒委員会の委員長について、同条第二項の規定は外国法事務弁護士懲戒委員会の委員及び予備委員について準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。

(審査手続)

第五十七条 外国法事務弁護士懲戒委員会は、審査を求められたときは、速やかに、審査の期日を定め、懲戒の手續に付された外国法事務弁護士にその旨を通知しなければならない。

2 審査を受ける外国法事務弁護士は、審査期日に出頭し、かつ、陳述することができる。この場合において、その外国法事務弁護士は、委員長の指揮に従わなければならない。

3 外国法事務弁護士懲戒委員会は、審査に關し必要があるときは、懲戒の手續に付された外国法事務弁護士、第五十三条第一項の請求をした者、同条第二項の請求をした弁護士会、関係人及び官公署その他に対して陳述、説明又は資料の提出を求めることができる。

4 弁護士法第六十七条の二及び第六十八条の規定は、外国法事務弁護士懲戒委員会の審査手續について準用する。

(外国法事務弁護士綱紀委員会の設置等)
第五十八条 「157 略」

8 第四項及び第三十八条第四項並びに弁護士法第七十条の五第二項の規定は、前項の予備委員について準用する。この場合において、同条第二項中「弁護士会の会長又は日本弁護士連合会の会長」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。

9 弁護士法第七十条の三第四項の規定は外国法事務弁護士綱紀委員

第五十七条 弁護士法第五十五条第一項、第六十七条第一項及び第二項並びに第六十八条の規定は、外国法事務弁護士懲戒委員会の審査手續について準用する。

(外国法事務弁護士綱紀委員会の設置等)
第五十八条 「157 同上」

8 第四項及び第三十八条第四項並びに弁護士法第五十三条第三項の規定は、前項の予備委員について準用する。この場合において、同条第三項中「会長」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。

9 弁護士法第五十四条の規定は外国法事務弁護士綱紀委員会の委員

会の委員長、委員及び予備委員について、同法第七十条の四第二項及び第三項の規定は外国法事務弁護士綱紀委員会の委員長について準用する。

長について、同条第二項の規定は外国法事務弁護士綱紀委員会の委員及び予備委員について準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第二表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 [略]</p> <p>一の二 弁護士法人 弁護士法の規定による弁護士法人をいう。</p> <p>〔二〇十四 略〕</p> <p>十五 外国法共同事業 外国法事務弁護士と弁護士又は弁護士法人とが、組合契約その他の継続的な契約により、共同して行う事業であつて、法律事務を行うことを目的とするものをいう。</p> <p>(外国法事務弁護士の事務所)</p> <p>第四十五条 [1・2 略]</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、外国法事務弁護士は、外国法事務弁</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 [同上]</p> <p>一 [同上]</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔二〇十四 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>(外国法事務弁護士の事務所)</p> <p>第四十五条 [1・2 同上]</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、外国法事務弁護士は、弁護士又は弁</p>

護士、弁護士又は弁護士法人に雇用されているときは、その外国法
事務所弁護士、弁護士又は弁護士法人の事務所の名称を使用すること
ができる。

〔4・5 略〕

（権限外法律事務の取扱いについての雇用関係に基づく業務上の命
令の禁止等）

第四十九条 外国法事務弁護士であつて弁護士又は外国法事務弁護士
を雇用するものは、自己の第三条及び第五条から第五条の三までに
規定する業務の範囲を超える法律事務（以下「権限外法律事務」と
いう。）の取扱いについて、その雇用する弁護士又は外国法事務弁
護士に対し、雇用関係に基づく業務上の命令をしてはならない。

2 前項の規定に違反してされた命令を受けて、使用者である外国法
事務所弁護士が権限外法律事務を行うことに関与した弁護士又は外国
法事務所弁護士は、これが雇用関係に基づく業務上の命令に従つたも
のであることを理由として、懲戒その他の責任を免れることができ
ない。

3 外国法事務弁護士であつて弁護士又は外国法事務弁護士を雇用す
るものは、第一項に規定するもののほか、その雇用する弁護士又は
外国法事務所弁護士が自ら行う法律事務であつて当該使用者である外

護士法人に雇用されているときは、その弁護士又は弁護士法人の事
務所の名称を使用することができる。

〔4・5 同上〕

（弁護士の雇用等の禁止）

第四十九条 外国法事務弁護士は、弁護士を雇用してはならない。

2 外国法事務弁護士は、組合契約その他の契約により、特定の弁護
士若しくは弁護士法人と法律事務を行うことを目的とする共同の事
業を営み、又は特定の弁護士若しくは弁護士法人が法律事務を行つ
て得る報酬その他の収益の分配を受けてはならない。

国法事務弁護士の権限外法律事務に当たるものの取扱いについて、
不当な関与をしてはならない。

(外国法共同事業における不当関与の禁止)

第四十九条の二 外国法共同事業を営む外国法事務弁護士は、当該外国法共同事業に係る弁護士又は弁護士法人が自ら行う法律事務であつて当該外国法事務弁護士の権限外法律事務に当たるものの取扱いについて、不当な関与をしてはならない。

(特定共同事業)

第四十九条の二 外国法事務弁護士は、前条第二項の規定にかかわらず、五年以上国内において弁護士として職務を行つた経験を有する特定の弁護士とする場合に限り、組合契約その他の契約により、次に掲げる法律事務を行うことを目的とする共同の事業を営むことができる。

一 外国において効力を有し、又は有した法に関する知識を必要とする法律事務

二 当事者の全部又は一部が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者である法律事件についての法律事務

三 外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者が総株主又は総社員の議決権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この号において同じ。）の二分の一以上の議決権を保有する会社の依頼による法律事件についての法律事務

(弁護士¹の雇用及び外国法共同事業に係る届出)

第四十九条の三 外国法事務弁護士は、弁護士を雇用しようとするとき又は外国法共同事業を営もうとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項その他の日本弁護士連合会の会則で定める事項を日本弁護士連合会に届け出なければならない。この場合においては、日本弁護士連合会の会則で定める書類を添付しなければならない。

一 当該雇用に係る弁護士の氏名及び事務所

二 当該外国法共同事業に係る弁護士又は弁護士法人の氏名又は名称及び事務所並びに当該外国法共同事業において行う法律事務の

範囲

2 前項の規定の適用については、弁護士名簿に登録を受けた後に外国において行つた法律事務の取扱い若しくは法に関する知識に基づく法律事務についての労務の提供（通算して二年に限る。）又は弁護士となる資格を取得した後に裁判官又は検察官の職務を行つた経験は、国内において弁護士として行つた職務の経験とみなす。

3 外国法事務弁護士は、第一項の規定による共同の事業（以下「特定共同事業」という。）を営む場合において、当該特定共同事業に係る弁護士が自ら行う法律事務その他の業務に不当な関与をしてはならない。

(特定共同事業に係る届出)

第四十九条の三 外国法事務弁護士は、特定共同事業を営もうとするときは、あらかじめ、当該特定共同事業に係る弁護士の氏名及び事務所、当該特定共同事業に係る法律事務の範囲その他の日本弁護士連合会の会則で定める事項を日本弁護士連合会に届け出なければならない。この場合においては、日本弁護士連合会の会則で定める書類を添付しなければならない。

「各号を加える。」

2
〔略〕

3 第一項の規定による届出をした外国法事務弁護士は、当該届出に係る事項のうち、外国法共同事業において行う法律事務の範囲その他の日本弁護士連合会の会則で定める重要な事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を日本弁護士連合会に届け出なければならぬ。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

4
〔略〕

5 第一項の規定による届出をした外国法事務弁護士は、弁護士を雇用すること又は外国法共同事業を営むことをやめたときは、遅滞なく、その旨を日本弁護士連合会に届け出なければならない。

6
〔略〕

7 日本弁護士連合会は、第一項、第三項又は第五項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を当該外国法事務弁護士の所属弁護士会及び当該雇用若しくは外国法共同事業に係る弁護士又は当該外国法共同事業に係る弁護士法人の所属弁護士会に書面により通知しなければならない。

(外国法共同事業の表示)

第四十九条の四 前条第一項の規定により外国法共同事業に係る届出をした外国法事務弁護士は、次条の規定によりその事務所の名称中

2
〔同上〕

3 第一項の規定による届出をした外国法事務弁護士は、当該届出に係る事項のうち、特定共同事業に係る法律事務の範囲その他の日本弁護士連合会の会則で定める重要な事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を日本弁護士連合会に届け出なければならない。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

4
〔同上〕

5 第一項の規定による届出をした外国法事務弁護士は、特定共同事業を営むことをやめたときは、遅滞なく、その旨を日本弁護士連合会に届け出なければならない。

6
〔同上〕

7 日本弁護士連合会は、第一項、第三項又は第五項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を当該外国法事務弁護士の所属弁護士会及び当該特定共同事業に係る弁護士の所属弁護士会に書面により通知しなければならない。

(特定共同事業の表示)

第四十九条の四 前条第一項の規定による届出をした外国法事務弁護士は、その事務所の名称に、特定共同事業を営む旨及び当該特定共

に「外国法共同事業」の文字を使用する場合を除き、その事務所の名称に、外国法共同事業を営む旨及び当該外国法共同事業に係る弁護士又は弁護士法人の事務所の名称を付加しなければならない。

(外国法共同事業に係る事務所の特例)

第四十九条の五 外国法共同事業を営む外国法事務弁護士の事務所については、当該外国法事務弁護士が当該外国法共同事業に係る弁護士又は弁護士法人と事務所（弁護士法人にあつては、その主たる事務所に限る。以下この条において同じ。）を共にし、かつ、当該外国法共同事業において行う法律事務の範囲に制限を設けていない場合であつて、その弁護士又は弁護士法人の事務所の名称中に「外国法共同事業」の文字があるときは、第四十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これと同一の名称を使用することができる。

同事業に係る弁護士の事務所の名称を付加しなければならない。

「条を加える。」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定

める日から施行する。

一 附則第六条、第十一条及び第十二条の規定 公布の日

二 第三条（**第一表に係る改正規定**を除く。）及び第二章並びに附則第三条から第五条までの規定 平成

十六年一月一日

三 第八条（**第一表に係る改正規定**を除く。）及び附則第十三条第二項の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（簡易裁判所の管轄の拡大に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に地方裁判所に訴えの提起があつた事件については、第一条の規定による改正後の裁判所法第三十三条第一項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日前に司法書士又は司法書士法人がした司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第三条第二項に規定する簡裁訴訟代理関係業務の範囲を超える行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(当事者その他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲及び額に関する経過措置)

第三条 第三条の規定による改正後の民事訴訟費用等に関する法律(以下「新費用法」という。)
第二条の規定は、次項に定めるものを除き、附則第一条第二号に定める日(以下「一部施行日」という。)
以後に申立てがされ、又は職権により開始された事件に係る費用について適用し、一部施行日前に申立てがされ、又は職権により開始された事件に係る費用については、なお従前の例による。

2 新費用法第二条第四号及び第五号の規定は、当事者等(当事者若しくは事件の関係人、その法定代理人若しくは代表者又はこれらに準ずる者をいう。)
又はその代理人(法定代理人及び特別代理人を除く。)
が一部施行日以後に行う期日への出頭及び一部施行日以後に出発する旅行について適用し、一部施行日前に行った期日への出頭及び一部施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(過納手数料の還付に関する経過措置)

第四条 新費用法第九条第三項の規定は、一部施行日以後にされた同項各号に掲げる申立てに係る手数料の還付について適用し、一部施行日前にされたこれらの申立てに係る手数料の還付については、なお従前の例による。

(第三債務者の供託の費用の請求等に関する経過措置)

第五条 新費用法第二十八条の二の規定は、次項に定めるものを除き、一部施行日以後にされた第三債務者の供託について適用し、一部施行日前にされた第三債務者の供託については、なお従前の例による。

2 新費用法第二十八条の二第一項第一号の規定は、一部施行日以後に出発する供託のための旅行について適用し、一部施行日前に出発した供託のための旅行については、なお従前の例による。

(弁護士の営利業務の届出に関する経過措置)

第六条 施行日前に第七条の規定による改正前の弁護士法(以下「旧弁護士法」という。)第三十条第三項の許可を受けて営利を目的とする業務を営み、若しくはこれを営む者の使用人となり、又は営利を目的とする法人の業務執行社員、取締役、執行役若しくは使用人となっている弁護士は、施行日において引き続きその業務を営み、又はその地位にあるときは、施行日前に、第七条の規定による改正後の弁護士法(以下「新弁護士法」という。)第三十条第一項各号に掲げる区分に応じ、同項各号に規定する事項を、所属弁護士会に届け出ることができる。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更を生じたときは、遅滞なく、その旨を所

属弁護士会に届け出なければならぬ。施行日前に届出に係る業務を廃止し、又は届出に係る地位を失つたときも、同様とする。

3 前二項の規定による届出のあつた事項については、施行日に新弁護士法第三十条第一項の規定による届出があつたものとみなす。ただし、前項後段の規定による届出があつたものについては、この限りでない。

(弁護士等の懲戒の事由に関する経過措置)

第七条 施行日前に弁護士が旧弁護士法第三十条の規定に違反したときは、その弁護士の所属弁護士会又は日本弁護士連合会は、施行日以後も、当該事実に基づきその弁護士を懲戒することができる。

(弁護士等の懲戒の手續に関する経過措置の原則)

第八条 弁護士及び弁護士法人に対する懲戒の手續については、次条に定めるものを除き、施行日前に懲戒の請求があり、又は懲戒の手續が開始された事案についても新弁護士法の規定を適用する。ただし、旧弁護士法の規定により生じた効力を妨げない。

(弁護士等の懲戒の手續に関する経過措置の特則)

第九条 施行日前に旧弁護士法第六十一条第一項の規定による異議の申出がなされた事案に係る懲戒の手續については、新弁護士法第六十四条の六及び第六十四条の七の規定を除き、なお従前の例による。

2 新弁護士法第六十四条の六第二項及び第三項の規定は、施行日前に弁護士会又は日本弁護士連合会がした懲戒の処分については、適用しない。

3 新弁護士法第六十四条の七の規定は、同条第一項各号又は第二項各号に規定する通知の事由が施行日前に生じた場合については、適用しない。

4 施行日前に弁護士会が弁護士若しくは弁護士法人を懲戒しない旨の決定をし、又はこれを懲戒した場合において、その弁護士又は弁護士法人に対する懲戒の請求をした者が施行日以後にこれについての異議の申出をするときは、その異議の申出は、その懲戒の請求をした者が当該弁護士会からその弁護士若しくは弁護士法人を懲戒しない旨の決定をし、又はこれを懲戒したことの通知を受けた日（通知を受けた日が施行日前である場合は、施行日）の翌日から起算して六十日以内に行わなければならない。

5 新弁護士法第六十四条第三項の規定は、前項の異議の申出に準用する。

（日本弁護士連合会の綱紀委員会等の委員の任期に関する特例）

第十条 施行日以後最初に委嘱される日本弁護士連合会の綱紀委員会の委員の任期は、新弁護士法第七十条の三第三項の規定にかかわらず、日本弁護士連合会の総会の決議の定めるところにより、当該委員の総数の半数（当該委員の総数が奇数である場合には、その二分の一の数に生じた端数を切り捨てた数）については、一年とする。

2 施行日以後最初に委嘱される綱紀審査会の委員の任期は、新弁護士法第七十一条の三第二項の規定にかかわらず、日本弁護士連合会の総会の決議の定めるところにより、そのうち五人については、一年とする。

（綱紀委員会の委員等の委嘱手続に関する特例）

第十一条 新弁護士法第七十条の三第一項及び第二項（これらの規定を新弁護士法第七十条の五第三項において準用する場合を含む。）の規定による綱紀委員会の委員及び予備委員の委嘱並びに新弁護士法第七十条の三第一項（新弁護士法第七十一条の五第三項において準用する場合を含む。）の規定による綱紀審査会の委員及び予備委員の委嘱のために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

（外国法事務弁護士の営利業務の届出に関する経過措置）

第十二条 施行日前に第八条の規定による改正前の外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法

(以下「旧外弁法」という。)第五十条第一項において準用する旧弁護士法第三十条第三項の許可を受け
て営利を目的とする業務を営み、若しくはこれを営む者の使用人となり、又は営利を目的とする法人の業
務執行社員、取締役、執行役若しくは使用人となっている外国法事務弁護士は、施行日において引き続き
その業務を営み、又はその地位にあるときは、施行日前に、第八条の規定による改正後の外国弁
護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(以下「新外弁法」という。)第五十条第一項において
準用する新弁護士法第三十条第一項各号に掲げる区分に応じ、同項各号に規定する事項を、所属弁護士会
に届け出ることができる。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更を生じたときは、遅滞なく、その旨を所
属弁護士会に届け出なければならない。施行日前に届出に係る業務を廃止し、又は届出に係る地位を失つ
たときも、同様とする。

3 前二項の規定による届出のあった事項については、施行日に新外弁法第五十条第一項において準用する
新弁護士法第三十条第一項の規定による届出があったものとみなす。ただし、前項後段の規定による届出

があつたものについては、この限りでない。

(外国法事務弁護士の懲戒の処分に関する経過措置)

第十三条 施行日前に外国法事務弁護士が旧外弁法第五十条第一項の規定において準用する旧弁護士法第三十条の規定に違反した事による懲戒の処分については、なお従前の例による。

2 附則第一条第三号に定める日前に外国法事務弁護士が旧外弁法第四十五条及び第四十九条から第四十九条の四までの規定に違反した事による懲戒の処分については、なお従前の例による。

(外国法事務弁護士の懲戒の手續に関する経過措置)

第十四条 新外弁法第五十三条第七項の規定は、施行日前に日本弁護士連合会がした懲戒の処分については、適用しない。

(民事調停法の一部改正)

第十五条 民事調停法の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	<p>(民事調停官の任命等)</p> <p>第二十三条の二 「154 略」</p> <p>5 民事調停官は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して解任されることがない。</p> <p>一 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）<u>第七条各号</u>のいずれかに該当するに至つたとき。</p> <p>〔二・三 略〕</p> <p>6 「略」</p>
改 正 前	<p>(民事調停官の任命等)</p> <p>第二十三条の二 「154 同上」</p> <p>5 民事調停官は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して解任されることがない。</p> <p>一 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）<u>第六条各号</u>のいずれかに該当するに至つたとき。</p> <p>〔二・三 略〕</p> <p>6 「同上」</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。	

(家事審判法の一部改正)

第十六条 家事審判法の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
-------------	-------------

第二十六条の二 「①～④ 略」

〔⑤〕家事調停官は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては在任中、その意に反して解任されることがない。

一 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七條各号のいずれかに該当するに至つたとき。

〔二・三 略〕

〔⑥ 略〕

第二十六条の二 「①～④ 同上」

〔⑤〕家事調停官は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては在任中、その意に反して解任されることがない。

一 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第六條各号のいずれかに該当するに至つたとき。

〔二・三 同上〕

〔⑥ 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

（弁護士法第五條第三号に規定する大学を定める法律の一部改正）

第十七條 弁護士法第五條第三号に規定する大学を定める法律（昭和二十五年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下この条において同じ。）の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
弁護士法第六條第一項第二号ロに規定する大学を定める法律	弁護士法第五條第三号に規定する大学を定める法律

<p>弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第六條第一項第二号ロに規定する大学は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学で法学を研究する大学院の置かれているもの及び旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学とする。</p>	<p>弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第五條第三号に規定する大学は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学で法学を研究する大学院の置かれているもの及び旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学とする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

（税理士法の一部を改正する法律の一部改正）

第十八条 税理士法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>15 附則 弁護士法第七條第三号及び第十二條第一項第二号の規定の適用に</p>	<p>15 附則 この法律による改正後の弁理士法第五條第三号、公認会計士法第</p>

については、旧法の規定による懲戒処分たる税理士の登録の取消しは、新法の規定による懲戒処分たる税理士業務の禁止とみなす。

四条第七号、弁護士法第六条第三号及び第十二条第一項第二号並びに司法書士法第三条第五号の規定の適用については、旧法の規定による懲戒処分たる税理士の登録の取消しは、新法の規定による懲戒処分たる税理士業務の禁止とみなす。

備考 表中の「」の記載は注記である。

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正)

第十九条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>別表(第二条関係) 「一」十二の二 略」 十三 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第十章に規定する罪</p>	<p>別表(第二条関係) 「一」十二の二 同上」 十三 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第十一章に規定する罪</p>

〔十四〽三十二 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

〔十四〽三十二 同上〕